

令和7年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和7年3月10日 午前10時00分 開会
午後 4時00分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	欠員
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	井邑陽一	会計課長	松本賢治

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	神橋秀幸
書記	岸田聖士	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 4番 坂本剛司 5番 杉本訓規

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前１０時００分

奥本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和７年第１回葛城市議会定例会第３日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

なお、報道関係者から撮影の申出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

日程第１、７日金曜日に引き続き一般質問を行います。

初めに、１番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

１番、西川善浩議員。

西川議員 皆さん、おはようございます。西川善浩でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、私のほうから一般質問のほうをさせていただきたいと思ひます。

私からは２問です。電子決済アプリによる本市メニューの拡充についてということと、地域デザインについての本市の取組、また考え方についてというところで質問させていただきたいと思ひます。

詳しくは質問席にて行わさせていただきます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 皆さん、改めまして、おはようございます。また小ばなしのほうをせなあかんと思ってるんですけど、昨年末、私、家族で台湾のほうに旅行に行かせていただきまして、子どもたちも初めての海外旅行ということで、本当に大いに喜んでたんですけど、関西空港から出発したんですけど、どう考えても、いまだに腑に落ちんことがありまして、家族で同じように出国審査とか、手荷物検査とか、同じように通って行って、妻とか子どもたちは日本語で「どうぞ」とか「いいですよ」と言われて、同じように行ってるのに、僕だけ「エクスキューズミー」、「プリーズ」って言われるんです。「ええ」となって、それが何回もなるんですけど、そのたびに子どもたちが笑うんです。パパだけ英語でしゃべられると。僕もそのたびに「アイムジャパニーズ」と日本語で返してるんで、笑うところですけど、そういうこともあったりして、楽しんできたんですけども、台湾というのは地下鉄というのが発達してまして、観光の交通手段も、結構地下鉄を利用しているところに行っただけですけど、本当に安価で、スムーズに回れることができたんです。一々切符を購入するというのも手間でしたので、家族全員が、台湾の電子マネーの交通系ＩＣですか、そういうのを購入して、スムーズにぽんぽんに行くことができたんです。日本と同じで、電子マネーの交通系ＩＣ、買物と

かも、もちろんコンビニもできるし、ほかの公共交通機関、そういうのも使えるんで、現金をほとんど出すことなく、キャッシュレスで本当に過ごすことができ、非常に便利で、ここまでキャッシュレス化が進んでるのかなというところで感心をしたとこなんです。

日本は世界と比べてキャッシュレス化が遅れているというデータがございます。要因としては、セキュリティへの懸念や、特に高齢化率の高い日本においては、新しい技術やシステムに抵抗感があり、現金決済のほうが安全だと考える人が多いことがキャッシュレス化を遅らせているということだそうです。国としても、キャッシュレス化を進めておられまして、経産省は、本年、今年2025年の6月までにはキャッシュレス化率を4割を目指すと言われておるということらしいです。ホームページとかも見たんですけど、2018年頃からコード決済というのが導入をされました。また、コロナ禍も追い風となって、かなりのスピードでキャッシュレス化が進んできております。これ、まだ統計が2023年度までしか調べられてなかったんですけど、経産省が目標としてる40%に近い39.3%という数字を示しております。多分、今2025年なんで、経産省が目標としてる40%にはもう到達してるのかなと思ってるところでございます。

キャッシュレスといっても様々あるんですけども、割合としては、クレジットカードが一番多いです。続いてデビットカードです。デビットカードというのは、そのカードでやったら銀行からすぐに引き落としをされるというようなカードらしいです。その次にコード決済です。QRコードで決済する。続いて電子マネーというふうになってきております。その中でも急速に伸びているのがコード決済でございます。2018年では0.2%、少ないですね。2018年からやり始めたんで0.2%だったんですけど、であったものが、2023年にはもう8.6%まで増やしてきておるということです。恐らく、今、2025年なので、もう10%は超えてきてるんじゃないかなというところは思っておるところでございます。

これからも、このスマホ決済等、利用率というのは増えていくというふうに見込んでおるところでございます。今から質問なんですけど、そこで葛城市において、現状、スマホ決済、いわゆるコード決済とコンビニで納付できるメニューというのはどれだけあるのかということをお聞かせ願えますか。

奥本議長 米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。本日もよろしくお願いいたします。

まず、西川議員のご質問にお答えさせていただきます。コンビニで納付できる税目などのメニューというご質問であったかと思いますが、まずはコンビニのほうでは、市県民税の普通徴収、それから固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、学童保育料、上下水道料金でございます。

続きまして、スマホ決済アプリ等で納付ができる税目などがございますが、市県民税の普通徴収、それから固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料となっております。

以上でございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。コンビニでできる項目というのは、バーコードでコンビニに行っていて、そこで現金でこれは納付するというような仕組みでございます。スマホ決済の場合は、家でもQRコードを読み込んで納付できるといった違いがあるということでございます。コンビニ決済のほうは、いろいろとメニューもあるんですけど、スマホ決済のアプリというところは、これは国からも推奨されてるメニューというのがありまして、その分をされているというところでございます。

それでは、スマホ決済アプリとコンビニ収納の利用状況についてお伺いをいたします。令和5年度の実績で。

奥本議長 米田財務部長。

米田財務部長 ご質問いただきましてありがとうございます。財務部のほうからは、市税などについて、令和5年度実績で答えのほうをさせていただきます。

まず、市県民税普通徴収につきましては、口座振替を除く自主納付分のうち、スマホ決済が5.9%、コンビニ収納、いわゆるバーコード決済を用いた決済が53%、その他の銀行や窓口納付が41.1%となっております。

次に、固定資産税でございます。口座振替を除き、スマホ決済が6.2%、コンビニ収納が46.3%、その他窓口納付などが47.5%となっております。

次に、軽自動車税でございますが、口座振替を除き、スマホ決済が8.1%、コンビニ収納が57.6%、その他窓口納付などが34.3%となっております。

最後に、国民健康保険税普通徴収でございますが、口座振替を除き、スマホ決済が4.2%、コンビニ収納が50.2%、その他窓口納付等が45.6%となっております。

財務部は以上でございます。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 おはようございます。市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

市民生活部からは、後期高齢者医療保険料について、令和5年度実績で答えをさせていただきます。口座振替を除く自主納付のうち、スマホ決済が1.1%、コンビニ収納が41.1%、その他銀行や窓口納付が57.8%となっております。

以上でございます。

奥本議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

次に、保健福祉部からは、介護保険料についての令和5年度実績で答えをさせていただきます。口座振替を除く自主納付分のうち、スマホ決済が1.6%、コンビニ収納が48.2%、その他の銀行や窓口納付が50.2%となっております。

お願いいたします。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。おはようございます。よろしくお願いいたします。

こども未来創造部からは、保育所保育料と学童保育料についてお答えさせていただきます。いずれも口座振替での納付を勧めておりまして、大部分は口座振替をご利用いただいております。その中でも何らかの事情で引き落としができなかった方には、コンビニ収納をお願いしております。保育所保育料のコンビニ収納につきましては、令和5年度の実績で8.7%、また、学童保育料のコンビニ収納につきましては7.2%となっております。

以上です。

奥本議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 おはようございます。上下水道部、井邑でございます。

上下水道部からは、水道料金と下水道使用料につきましてお答えさせていただきます。口座振替での納付を勧めておりまして、多くの方にご利用をいただいております。令和5年度の実績で、口座振替を除く納付分のうち、コンビニ収納は76.4%、その他の銀行や窓口納付及び集金による納付が23.6%となっております。

以上でございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。いろんな部にまたがってお答えをしていただいておりますけれども、結構、多岐にわたってこういう税の収納というところが、部にまたがって多くあるんやなというふうに打合せの中でも感じたところでございました。コンビニ収納というのは、かなり傾向としては割合は高い傾向にあります。バーコードを読み取って、さっきも言うたんですけど、現金で支払うという形ですので、キャッシュレス化にはなっておらないんですけども、窓口とか銀行にも行かなくてもいいメリットはあると思いますけども、その中でもやっぱりスマホ決済、まだ少ないパーセンテージなんですけども、やはり今また上がってきています。いろんな電子マネー、そういうメニューもたくさん出てきてまして、比較的若い方々が利用されておるんじゃないかなというところでございますので、これに対してスマホ決済を利用するメリットというのをお聞かせ願えますでしょうか。

奥本議長 米田財務部長。

米田財務部長 お答えさせていただきます。

葛城市におきましては、市税などは令和4年度より、Pay Pay等のアプリを用いてスマホ決済ができるようになったところでございます。納税者の視点からは、手元に現金を準備することなくキャッシュレス納付できること、また、金融機関やコンビニに足を運ばなくても、いつでも納付できるなど、納税手段の選択肢が拡充されたことがスマホ決済のメリットであると認識しているところでございます。

以上でございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 市民の皆さんはいいんですけど、スマホ決済の割合が多くなることによって、行政は何かメリットというのはございますでしょうか。

奥本議長 米田財務部長。

米田財務部長 お答えさせていただきます。

市税等におきましては、令和4年度よりスマホ決済アプリを用いた納付を、また、令和5年度よりは固定資産税と軽自動車税、令和6年度よりは市県民税の普通徴収、国民健康保険税の普通徴収につきまして、QRコード、いわゆるeL-QRを用いたスマホ決済手段が追加されたところでございまして、年々、納付手段の選択肢が拡充されているところでございます。納税者から手短に、そして時間の制約なく納付いただけるこのような制度は、行政にとりましても、歳入確保の観点からはメリットであると認識をしているところでございます。今後も、納税者への周知をしっかりと行いながら、収納率の向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。やっぱりいつも課題にもなってますけども、収納率の向上というところについては、多様な決済方法があれば、その部分についても、間違いなく下がることはないと思うんですね。だから、多分行政としてはそのメリットが出てくるんじゃないかなというところでございます。

それでは、奈良県内、ほか11市において、スマホ決済の公共料金のメニューというのはどのような状況か調べてもらってると思いますので、よろしくお願いします。

奥本議長 松本会計課長。

松本会計課長 おはようございます。会計課、松本でございます。よろしくお願いいたします。西川議員のご質問にお答えさせていただきます。

それぞれの市のホームページで確認させていただきましたところ、現在、スマホ決済で納付できる項目が一番少ない市では5つの項目で、一番多い市では11の項目で納付できるようになっております。具体的にご説明申しますと、市民の皆様から納めていただく税目や科目のうち、固定資産税などの市税及び国民健康保険の保険税や料については、全ての市でスマホ決済による納付が可能となっております。このほかに、後期高齢者医療保険料や介護保険料については、9つの市が可能となっております。水道料金については11の市、保育所保育料については6つの市が、スマホ決済による納付が可能となっております。

なお、取り扱っている市は少ないのですが、市営住宅使用料、学童保育料、学校給食費などがございます。

以上でございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 本市は、今お答えしていただいたように、他市に比べて、本市のスマホ決済の公共料金のメニューというのは少ないというふうに感じておるんですけども、この何か理由というのはあるのでしょうか。

奥本議長 松本会計課長。

松本会計課長 本市のスマホ決済が可能なメニューが少ない理由として考えられるものは、スマホ決

済の対応ができていないシステムがあること、事業者が費用を負担してシステムを改修する必要性があることなどが挙げられます。また、公共料金を納付する際に発生する収納代行会社の手数料は、決済手段によりその金額に差がございます。従前からの納付手段である口座振替に係る手数料と比べますと、スマホ決済に係る手数料のほうが高額であると認識しております。

以上でございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 手数料というのは市が負担せなあかんもんやというところになってくるんです。コンビニでも一緒なんですけども、その辺も含めて、システムの改修が必要であったりとか、他市でもできてるので、どうなどできるのかなとは思いますが、前述で述べたように、国としてもキャッシュレス化を進める傾向にある中で、スマホ決済についても多くなっていくということは明らかであると思いますし、本市ではどうか分からないですけど、口座振替が今はやっぱり多いんです。口座振替をされている方も全国的には減っている傾向にあるということも、データを見させていただいて分かっておりますので、こういう費用対効果だけではなく、住民サービスの向上という面においても、そういうふうに加味させていただいて、手数料、システム改修費用についても研究していくという必要があると思っておりますのでございます。

次に、スマホ決済の利用普及には幾つか課題もあると感じておるんですけど、例えば高齢者の方々、また、デジタルデバイドに対しての対策、また、ユーザー意識の向上に向けての対策というのは、何か市のほうでは考えられておりますか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

現在、葛城市では、デジタルデバイド対策として、高齢者に対するスマートフォンやタブレット講座を実施しております。高齢者や障がいをお持ちの方など、自身の移動に制約のある方にとって利用価値のある仕組みであることから、積極的なPRと操作説明の機会を設けるなどの対策を講じる必要があると認識しております。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 デジタル化が本当に急速に進む中で、こういった取り残される方が本当にならないように、市としても、今もやっていただいておりますけども、積極的にもっとバックアップをしていただけたらなというふうをお願いいたします。

先ほど少し触れられておったんですけど、スマホ決済に伴うシステム改修、それとその費用、また、決済アプリを運営している事業者への手数料の負担、その辺というのはどれぐらいあるのかということをお聞かせ願えますでしょうか。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部では、こども未来課は保育所保育料を、子育て支援課が学童保育料を担当しております。いずれも口座振替での納付を勧めており、大部分は口座振替をご利用いただいているため、システム改修を想定はしておりません。しかしながら、基

幹システムの標準化後に多様な決済方法をとることができるようになる」と聞き及んでおりますので、基幹システムの標準化に向け、スマホ決済アプリを用いた納付について研究してまいりたいと考えております。

なお、スマホ決済アプリを用いました場合の負担につきましては、コンビニ収納と同額の手数料の負担が発生し、令和7年度は、1件当たり税込みで79.2円となる見込みでございます。

以上です。

奥本議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部の井邑でございます。

上下水道料金に係りますスマホ決済アプリの導入のためのシステム改修費用につきまして、システム導入先に確認いたしましたところ、システムの改修の必要はないとのことでした。また、収納代行会社へは、スマホ決済アプリ追加利用の変更契約を行った上で、コンビニ収納と同額の手数料を費用負担することとなります。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 今、代表して、こども未来課さんと上下水道課さんに聞いたんです。ほかにも公共料金のメニューというのはたくさんあるんですけども、今聞かせてもらったのは、代表して、保育料と上下水道の件について、まだアプリ導入されてませんので、聞かせていただいたというところでございます。保育料や学童保育については、現状は大部分が口座振替ということでございます。基幹システムの標準化後にスマホによる電子決済も考えたいという意向というふうに捉えさせていただきました。上下水道に関しては、システム改修がそれほど高額にはならないという回答でございました。奈良県内12市のうち、上下水道のやつは本市だけがスマホ決済アプリに対応できていないという状況でございます。住民サービスの向上のためにも、導入を期待をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

それでは、この質問の最後に、決済メニューが増えることで市民にとってはメリットが大きいというふうに考えるんですけど、市としての考えというのはどうでしょうか。

奥本議長 松本会計課長。

松本会計課長 市民の皆様にとって納付方法が増えるということは、確実に市民サービスの向上につながると考えております。そして、スマホ決済はいつでもどこでもお支払いが可能であることから、納付件数の底上げを図ることも期待できると考えております。令和7年度末には基幹システムの標準化が完了する予定であり、令和8年度中にはQRコードを用いた決済手段を活用するメニューの追加があると聞いております。既存の決済手段と比較した中で、市民の皆様と行政にとってよりよい方法を検討してまいりたいと考えるところでございます。

以上でございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。令和8年度には、国のほうからもまた、税の項目も含めて、何かQRコード決済というの増やすということですし、できたら上下水道の水道のことに申し

ましても、いち早く住民サービスの向上といった点でも検討していただいて、QRコードをつけていただくようお願いをしたいなというところでございます。1問目については以上でございます。

続いて、質問事項の2で、地域デザインについての本市の取組、また考え方についてというところで進めさせていただきたいというところでございます。地域デザインという言葉が聞かれた方というのは非常に少ないかなと思います。まず、地域デザインとは、地域の特性やニーズ、または地域の課題に応じて、デザインの力でその魅力を引き出したり、課題の解決につなげるものであります。奥本議長も昨年の6月にデザイン経営というような観点からも質問をされておられました。私からは、地域デザインという視点からの質問をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

地域デザインの目的は、地域社会の活性化、持続可能な発展、住民の生活の質の向上になります。デザインと聞くと、目に見えるものを設計したり、造形したりするグラフィックデザインという、例えば、市の広報とか、ロードサイン、看板などというのがこれに当たるのかなと思っております。その次に、プロダクトデザイン、これもデザインなんですけど、例えば、蓮花ちゃんグッズとか、幅広くいうと公共建築、建物もプロダクトデザインというふうに当たってくるというのが一般的であると思うんですけども、近年では、例えば市役所の窓口業務であったり、ウェブページ、アプリなど、住民が受けるサービス体験をより分かりやすく魅力的に向上していくことも体験のデザインとされておったり、これは本市でオンラインとかでつながる総合窓口の、あれ画期的なことやと思うんですけども、それというのも体験のデザインに当たってくるのかなと思っておるところでございます。また、行政組織の構造や地域の慣習など、私たちの生活環境を支える仕組みを再設計し、豊かな生活を送ることができるようにするコミュニティをデザインする仕組みのデザインまで、本当に多岐にデザインといってもわたってくるというところでございます。

本年4月13日から開催されます大阪・関西万博においても、そのテーマに「いのち輝く未来社会のデザイン」と位置づけられているように、その取組がデザインの力によって、未来の私たちの環境をよりよいものにするために、各国、各企業も実装されていくというふうになっております。地方にあっても、それぞれが抱える課題、その魅力を向上し解決する手法としてデザインが注目をされております。様々な人の、そこに住んでいる人であったり、住民であったり、市外からの方ももちろん、海外から来る方もそうなんですけど、その人たちの共感を生んで、人と人をつなぎ合わせる効果が期待できるものとして、自治体においても取組をされているところが増えてきておるところでございます。

例えば、私たち、3年前に、議会委員会のほうで視察研修に訪れました、徳島県の神山町というところに行ったんですけども、そこは限界集落というマイナスのレッテルというのを逆手にとって、自然、また文化の魅力を最大限に引き出して、古民家を改装したえんがわオフィスであったり、もともと縫製工場、そういったところに神山パレー・サテライトオフィス・コンプレックスというのをつくられ、都会の方々、ITベンチャーや若者サテライトオフィスを皮切りに、移住者が増え、人が人を呼ぶ、これも仕組みのデザインを構築をされ

ておりました。そこで、本市において、デザインを意識して取組をされているプロジェクト、また、地域課題をデザインによって解決していく取組というのは何かありますでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市における、デザインを意識して取組をしているプロジェクトとしては、葛城インターチェンジ周辺地区のまちづくりにおける社会教育センター跡地利用プロジェクトが、葛城市の活性化や地域課題の解決を図る手法として、デザインを取り入れた手法が解決できるものがあると考えております。ただ、葛城市では、統括的なコーディネートができるデザイナーのような専門人材を活用した取組は行っていないため、実質的には内部の職員で葛城市の独自性、魅力は何があるのか、どのようなコンテンツを葛城市として宣伝していくことで効果があるのか、それがブランド力向上に寄与するかを検討しております。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 葛城インターチェンジ周辺まちづくりと旧奈良県社会教育センター跡地利用プロジェクトには、デザインを取り入れた手法で取り組んでいきたいという答弁でございました。葛城インターチェンジ周辺は、道の駅かつらぎを中心とした魅力をより効果的に向上させる。旧奈良県社会教育センター跡地については、地域の課題でございます。これも地域デザインによって解決をしていきたいということで、今回、施政方針にも一部触れられておりました。コンペティションもその取組の一環なんかなと推察をしておるんですけども、これについては、予算委員会とか総務建設委員会で詳しく聞いていきたいなというふうに思っておるところでございます。また、本市にはデザイナーのような専門職がないということで、職員で考え、そしてまた検討しているという答弁でございました。少し細かく聞いていくんですけども、例えば看板の、多種いろいろあるんですけど、デザインというのはどのようなプロセスで決定をされていってるのかというのを教えていただけますか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 市が設置する看板には、道路管理者が設置する交通安全対策上の看板であったり、観光PR用の看板であったり、様々なものがございます。市が設置する看板には、基本的には、担当課が事業目的に応じて看板の仕様書を作成し、業者選定後に看板を設置する流れとなります。その際には、事業者デザイン提案を取り入れた公募型のプロポーザル方式で提案を行っていただき、その中で評価点の高いものが選定される流れとなる場合もございます。現在、看板等を設置する際に、デザイン面を市がトータル的に調整していることはしておりません。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 トータル的に調整することはないということでございます。市がまちなかに立てている看板というのは、本当に、先ほど答弁にもありましたけど、多くございます。注意を促す看板であったり、PRをする看板であったり、または案内をする看板もございます。これらの看

板は各所管の担当課によって発注をされておるのがほとんど、ほぼ事業者にお任せといったことになるというのが先ほどの答弁で分かりました。

今般、多言語対応の相模発祥の地をPRする看板というのが、加守地区のほうと道の駅かつらぎのほうとに設置をされておりました。別にデザインというのは主観の話であれなんですけど、市として、色とか文字とかフォント、その看板だけにこだわらないんですけど、形状とかキャッチフレーズ、こういうデザインで推していきたいというふうには、どの看板を見ても感じとれないんです。そやから、ここについては、やっぱり何か市としてのそういう考えであったり、デザイン的なものであったりというのは取り入れていくべきやなというふうに僕は感じておるとこなんですけども、看板についてはそういうとこです。同じく、公共の建物とか公園、ランドスケープ、あと道路などのデザインというのはどのように決定をされておるのかというところをお聞かせ願えますか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川でございます。よろしくお願いします。

公共施設全般につきましては、設計の段階で、幾つかの形状や色等を含めたデザイン案をつくり、理事者と決裁権者と協議し、決定していくことが通例でございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 それでは続いて、広報物についてはどうでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

市で作成、配布している広報物については、広報誌や市の行事、イベント等の周知チラシなど様々なものがございます。広報誌につきましては、令和7年1月より、表紙のリニューアルを行い、これまでの平仮名表記からローマ字表記に葛城の文字を変更しております。このデザインの変更に当たっては、しあわせの森公園の展望広場に設置されているネーミングサインと同様の字体を用いて、多くの方に親しみを持って読んでもらいたいという思いと、葛城市の新たなランドマークとしてのネーミングサインを周知したいという思いからデザインを変更しております。

そのほかの広報物は、基本的には看板等と同様に、担当課が事業目的に応じて仕様書等を作成し、業者選定後に、デザイン等を含めて広告物を作成する流れとなります。これらの作成に当たり、デザイン面で市がトータル的に調整はしておりませんが、他課から広報担当課である企画政策課に対して見やすくするための相談を受けた場合や、広報物作成の依頼を受けた場合などは、分かりやすく情報発信をするためにアドバイスをすることや、広報物を作成する場合もございます。ただし、この場合におきましても、デザイン人材を活用するのではなく、市職員等が自らの経験を踏まえた上での助言等を行っているものでございます。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 今、広報誌については、しあわせの森公園のネーミングサインと同様のフォントを用いてリニューアルしたという答弁がございました。気づかれた方はどれだけおるかなということこ

なんですけど、でも、これについては、市としてのデザインの考えを、小さいながらも反映をしていってるのかなと思っております。感じたところなんですけども、しかしながら、公共施設とか広報物、チラシについても、理事者や市職員の経験とか、また知見によって決定されていってるということが今の答弁で分かりました。

それでは、これまで看板や広報物、建物や公共物のデザインで、市民や市外から来られた周りからの評価というのは、何か聞いたことがございますでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 具体的にデザインの評価の声を聞いたものとしたしましては、夜間において、しあわせの森公園のKATSURAGIのネーミングサインと、そこへつながるフットライトのラインは、葛城市のランドマークとして来庁者からも好評の声をいただいております。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 確かに、しあわせの森公園の夜間のライトアップについては、きれいだという声は聞いております。それがやはり一過性のものにとどまらず、本市が掲げたテーマの、お酒の誘惑とナイト観光というのを掲げられました、そのとき市のほうでも。それを促進するといった必要があると思うし、それが地域デザインであるというふうに僕は思っておるところでございます。しかし、職員には日々の本当に様々な業務があつて、創造、クリエイティブなことを苦手とするような方々が多いというふうに感じておるところでございます。そこでお聞きしますが、職員に対して地域デザインをテーマとした研修というのは行われたことがあるのでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 人事課に確認したところ、これまで市独自の研修で地域デザインをテーマとした研修は行っておりません。ただ、全国市町村研修財団からの毎年案内される政策実務研修の中に、人口減少を前提とした未来志向の都市計画、住みやすいデザインと題して、デザイン思考を活用した検証がございました。令和6年度には2名の職員がその研修に参加しております。

奥本議長 西川議員。

西川議員 タイトルを見ると、人口減少を前提とした未来志向の都市計画、住みやすいデザイン、人口減少という課題に都市計画をデザインで解決していくように感じるんですけども、どのような目的で研修に参加されたのか、お聞きします。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 具体的に申し上げますと、少子高齢化が進む中、都市計画に関するまちづくりの現状と課題を検証し、まちの将来を見据えたまちづくり像を提案し、実践する能力を養う目的の研修であると伺っております。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 理解いたしました。先ほど、しあわせの森公園のフットライトで例を挙げさせていただいたように、地域デザインは、地域の独自性を理解して、それを生かしたデザインとすること

が必要なんですけども、本市の独自性というのは、具体的にはどのように考えておられるのでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市の独自性としては、観光面では、竹内街道をはじめとする日本遺産や、国宝を多数有する當麻寺など、観光コンテンツを多数有するほか、相撲発祥の地として、土俵のある相撲館がございます。そのほかにも、笛吹神社や飯豊天皇陵などもございます。そこでは観光のコンテンツ、特にインバウンド対応としての独自性があるものと考えております。

奥本議長 西川議員。

西川議員 本市の独自性という観点では、今、お話あったように、相撲とか、日本遺産の竹内街道、国宝を有する當麻寺、また笛吹神社等々を挙げられております。これらは確かに、ここに住んで、住み暮らしておったりして、携わっておる者であれば簡単に思いつくようなことであると思います。これらについても、もちろん地域デザインを通してより一層魅力を高めるということも必要なんですけども、私が考える独自性というのも、施政方針でも市長が語られておりました。豊かな自然とその背景にある山麓エリアについても、これに当たってくるのかなと思っております。この山麓エリアというのは課題が本当に多くありまして、耕作放棄地であったり、空き家、また交通手段、人材不足などを抱えているエリアにもなります。そういった課題を、地域デザインを通して解決するきっかけにしたいと強く思っておるところでございます。

先日、県外の知り合いを、けはやまつり、ちゃんこコンテストにも招待をさせていただきまして、その後、寺口にあるダイニングHAKUHOに連れていったところ、雄大な山麓の自然の下、しかも古民家で本格的なちゃんこ料理を食べれるということに感激をされておりました。その方は生まれも海外で、人生の半分以上を様々な国で過ごされておるんですけども、やはり僕自身も気づかない魅力というのもお話をされておりました。やっぱりここに住んでいたら分らんことということも多くあるんです。だから、そういうことも、やっぱり地域の課題というのも何かプラスに変えていけるようなことが地域デザインなのかなというふうに僕は今感じておるとこなんですけども、そこで外部からの意見というのが必要になってくると思うんです。企業との連携とか、学生また大学との連携というのは考えたことはございますでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 官学連携や官民連携など、様々な取組の手法がございますが、葛城市が解決したい課題があって、それを大学の先生や産業界の方で専門的な知見が生かせるような事案が出てくるとも考えられます。そのような場合には、連携に向けて取り組んでいきたいと考えております。

奥本議長 西川議員。

西川議員 ぜひとも、そういうふうな考えを持って考えていただきたいと思います。ここで最後の質問で、これが本題なんですけども、今までの述べてきた中で、本市のデザインとしての取組、決定するプロセス、決定権者についても明らかになってきました。総合的に見てもやは

り弱い分野であることは間違いないと感じたところでございます。そこで経済産業省からも推奨されております、先ほど部長の答弁からも一部出たんですけど、デザイン人材というのがございます。デザイン人材の活用というのが必要ではないかと提案をしたいと思います。経産省が出しているガイドブック、そこにはデザインの専門性を有するデザイン人材と協働をし、地域を活性化する取組を推進をされております。そこで本市としても、デザイン人材を活用して、職員と一体となって、地域課題の解決、また地域の魅力をより一層高めるために取り組むべきであると考えておりますが、市の見解としてはどうでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 デザイン人材を活用した取組には、まず、市の中にある課題を整理する必要があると考えております。市の中にある課題には、まちづくりデザインとしての建築物などのハード面の課題であるのか、あるいは広報、プロモーション的なソフト面の課題であるのか、あるいはトータルデザイン的に市のイメージを統一したもので意匠登録していくものを検討するものなのか、幅広い分野にわたるものになると考えております。今後、他市の動向などを踏まえ、どのようなデザイン人材をどのような部署で配置して活用できるのか研究させていただきます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 他市の動向という言葉もあつたんですけども、他市は結構やられてるところも多いんです。そやから、やっぱりこれはやるかやらんかです、本当に。そこに取り組むか取り組まないか。やっぱり魅力あるもんはいっぱいあります、葛城市には。次いで課題も結構あるんです。ただ、それをデザインという手法を使って、おしゃれなまちとか、ブランディングを確立していく。それが葛城市、これからまだまだ伸びていく要素であるのかなと思います。足りないところは外から補ってもら。やっぱりそういうことも必要やと思いますし、葛城市をよりよくするためには、やはりそういうデザイン人材の活用というところは、僕は必要であるかなと思っておるところでございまして、ぜひとも前向きに検討していただきたいなというところでございます。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

奥本議長 西川善浩議員の発言を終結いたします。

次に、5番、杉本訓規議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 皆様、改めまして、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、5番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問させていただきます。市民の皆様の声をしっかり市政へ届けるべく頑張ってますので、よろしくお願いいたします。

私からは2点ございまして、1つ目が学童保育について。2つ目が小・中学校についてでございます。

これより先は質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 それでは、よろしくお願いいたします。

いつも西川議員、小ばなしを用意されてえらいなと思いながら聞いてるんですけど、僕もいつも考えるんですけど、面白い話がなかなか出ないんで、僕はなしで進めさせていただきますけども、先ほどの西川議員のお話を聞いてて、何人と間違われたのかなと思いながら、後で聞かせてもらいたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。まず1つ目、学童保育について。いつもながら幅広いテーマで言わせていただくんですけど、細かい話からいろいろ、私はそういう皆さんの声をしっかり届けて、変えていただくことが肝腎やと思うんで、細かいことから聞いていきたいと思います。まずは、学童保育とはどのような考えで運営されているのか、お聞かせ願います。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。お願いいたします。

葛城市の学童保育は、児童福祉法と放課後児童健全育成事業の運営に関する基準に基づいております。具体的には、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図っております。また、放課後児童健全育成事業の運営に関する基準により、施設の設備の基準や職員の要件、配置基準、運営規程などに準拠しております。家庭と連携を図りながら、生活指導を行い、児童が自由な学習、適切な遊びを通じて、健康で良好な習慣が身につくよう運営しております。

以上です。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 そういうことなんですよ。最後にも上がってるように、やっぱり児童が自由な学習、適切な遊びを通じて、健康で良好な習慣が身につくように運営するという心がけでやっていたらいいと思います。それはそのとおりやと思うんですけども、葛城市は今、子どもたちが増えていってるんで、学童ということに関しては、結構、クレームでもないですけども、こうしてほしいという声が多いんですけども、今、学童保育の利用状況を調べていただいていると思うんで、お聞かせ願います。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 各学童保育所の令和6年度の利用状況について、定員、一番多い日の利用率と平均利用率を申し上げます。新庄学童、定員数280人、最多利用率72.86%、平均利用率55.33%。新庄北学童、定員120人、最多利用率39.17%、平均利用率27.83%。忍海学童、定員100人、最多利用率92.0%、平均利用率67.84%。磐城学童、定員160人、最多利用率101.88%、平均利用率81.45%。當麻学童、定員60人、最多利用率88.33%、平均利用率59.62%となっております。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 葛城市の学童は、値段が安くて、保護者の方々もすごい喜ばれてるんですよ。ただ、その反面、気軽に申し込めてというところもあると思うんですよ。ただ、今も利用状況を聞いてたら101%という謎の数字が出てきたんで、それは一旦置いといたとしても、狭くてぎゅ

うぎゅう詰めでやってるという声は聞くんですけど、今年度の予算で、予算終わってからの話なんで、今は何とも言えないんですけど、忍海の学童も考えていただいと。これはもうありがたいことやと思います。ただ、次に、質問が前後するんですけども、かなり昔に僕、保育時間、後ろを、終わる時間をもうちちょっと延ばしたほうがいいんじゃないのという話をさせてもらったことがあるんです、一般質問で。その後、そのときも調査、研究させてもらいますという答弁をもらってると思うんですけども、その後、延長についてのお考えはどうでしょうか。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 平日、夜間の保育時間の延長についてでございますが、学童保育の現在の保育時間は、小学校終了後から午後6時30分までとなっております。午後6時30分間際のお迎えの状況は、各学童で2人から5人いらっしゃいますが、現場では、時間延長の希望等はお聞きしておりません。もしも、午後6時30分のお迎えが間に合わない方には、ファミリーサポートクラブのご利用をご案内しておりますが、利用されている方はおられません。保育時間延長には職員配置が必要となりますことから、利用状況等を見ながら研究してまいりたいと考えております。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 他市の状況とか比べても、後ろ、もっと長いところはいっぱいあるんですけども、今の段階では、僕がお聞きしてる声は、ここが間に合わへんから入れてないという声が結構多かったんですけども、最近は確かにそういう声は聞かなくなったかもわからないですけど、調査、研究されるのであれば、しっかりともうちょっとやっていただきたいと思います。

次、長期休暇中の学童のことについてお聞かせ願いたいと思うんですけども、やっぱり1日中、学童に子どもらがおる場合というのは、飽きてしまうというか、いろいろ工夫しなめかんと思うんですけども、特に夏休みは外が暑いんで、運動場とか使えるか使えへんかは、僕、分からないですけども、外で遊ばすということは大事やと思うんですよ、学童の中で。前も僕、聞かせてもらったと思うんですけども、体育館で、今クーラーもつけていただいとるし、これも今年度予算でまたクーラーの見直し、もっと利くようなクーラーにしてくださいって、前の一般質問させてもらったんで、考えていただいとるということなんですけども、体育館で子どもらを、1時間でも、1週間に1回でも2回でも、そういうふうに協力し合ってやればいいんじゃないのという意見をさせてもらったと思うんですけども、その後の考えはどうでしょうか。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 夏休み中の小学校の体育館利用につきましては、利用時間等を学校や教育委員会と調整し、また、学童保育支援員の安全教育を実施するなど、利用と、利用に当たっての安全確保について調査、研究してまいりたいと考えております。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 調査、研究、お願いします。

続きまして、夏休み中の、これが僕の学童についての本題なんですけども、学童保育、夏

休み、預けるときにお弁当を持っていかなあかん。それが保護者の方は、弁当を作るのが負担やという声を結構聞いてて、他市とかの状況とかも、全国的に見ても、少ないんですけども、学童弁当を提供されてるところはあります。近いところ言えば、奈良市さんはもう去年、おとし、もっと前かな、やられてて、更に進化して、今はもうスマホとかパソコンで発注できて、その日に頼めるという。それをやられてて、だいぶ好評みたいです。29日の昼食提供利用者は延べで7万5,835人のうち5万6,396人、74%の方が利用されてます。これ1食250円でやられてるんです。

これ、ある記事なんですけども、学校給食センターや弁当事業者などを活用、増えつつある昼食提供というので記事載ってるんですけども、夏休みなど長期休暇にはお弁当を用意しなければならない学童保育がほとんど。働く親の負担は小さくありません。しかし、最近は長期休暇に昼食を出す学童保育が出てきました。保護者の負担軽減や、弁当持参による食中毒防止などが目的でございます。こども家庭庁が全国1,633市町村に実施した調査によると、昼食を提供している学童保育数は全体の約2割ほどでございました。少ないんですけども、やっぱり徐々に増えていってるという、そういうことが載ってました。そこで葛城市でもやっていただきたいんですけども、今ちらっと言いましたけども、夏休みの弁当について、他市の状況はいかがでしょうか。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 奈良県内では、6市が業者の弁当を提供しております。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 先ほども申しましたが、奈良市では弁当、学童保育、長期休暇のときに出してるんですけども、葛城市はできない理由は何かあるんでしょうか。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 学童保育での弁当提供につきまして、問題点として次の点が挙げられます。1つ、アレルギーを持つお子さんへの対応をどうするか。2つ、複数の学童保育所に対応できる事業者があるか。3つ、注文管理、支払い方法や金銭管理。4つ、届いたお弁当の保管場所、食中毒対策、ごみ問題などです。弁当提供につきましては、実施されている事例を十分調査し研究してまいりたいと考えます。

以上です。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 調査、研究、お願いしますね。今出された問題についても、これ、令和5年の7月に出されてる、こども家庭庁成育局成育環境課という資料なんですけども、これに全国でやられてる事例が載ってるんですけども、公設で公営でやられてるとも、もちろんやられてて、茨城県境町というところもやられてるんですけども、この資料を見てもらったら分かると思うんですけども、今、アレルギーを持つお子さんへの対応というのも、やっぱり皆さん、それは課題になってます。アレルギーを持たれる方はお弁当をお願いしますって、どこもなってます。ただ、奈良市さんに関しては、1回はアレルギーの対策のお弁当を出すって決まっています。今年から、かなり奈良市さんは進化してて、スマホでもできますし、お金も決済で

きるという。大盛りとかも自分で選べる。キャンセルも事前に確認できて、かなりスマホでできるという、今の挙げた問題も解決できるんじゃないかなと思います。注文情報とか、こういうのをやられてたら。

ごみ問題に関しては、どこの自治体のやつを見ても、事業者が持って帰るという契約になってます。ただ、問題は、やっぱりそういうことができる、対応できる事業者があるかないかというのは、それは僕、分かりません。ただ、やっていただいたら、全国的にもやられてるんで、そういう事業者もあるんであろうかなと思うんですけども、茨城県の境町さんでは、学校給食センターを活用した学童弁当も提供されてるんですよ。ということは、葛城市も給食センターありますので、葛城市の給食センターではこういうことはできないんじゃないかな。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

学校給食センターでは、現在、市内の幼稚園、小・中学校及び職員の給食約4,000食の副食を調理、配送しており、主食である米飯、パンと牛乳については、直接指定業者が学校等へ配送をしております。夏休み中の学童保育所のお弁当を給食センターで提供できないかのご質問でございますが、給食センターには、米飯、パンを調理する機材はございません。現在、調理、配送を委託している事業者との契約では、夏休みなどの長期休業中には、給食センターで普段行うことができない設備や機器の修繕や分解点検を行っています。また、契約には長期休業中の調理、配送業務は含まれておりません。このような状況から、現状として、夏休みなどの長期休業中での調理については、実施は難しいと考えています。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 給食センターではなかなか厳しいのかなというご意見ですけども、でも、いろんな方法あるんです。全国的にやられてるところもあるし、香芝市さんでも去年から始まったのかな。葛城市でも、ぜひ、夏休みの長期間、保護者は、これ、市から全部お金出せと言うてわけじゃなくて、利用されてる方がほとんどお金を出してるんですよ。これ、250円って書いてますけど、それが安いのか高いのか分からないですけども、そこにお金をかけるんじゃなくて、そういう仕組みをつくっていただきたいというふうな考えで質問させてもらってるんですけども、最後に市長にお聞かせ願います。どのようなお考えでしょうか。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 夏休みの弁当提供につきましては、部長の答弁のとおり、クリアすべき問題点がございます。保護者の皆様方のご要望も確認しながら、運営方法について研究してまいりたいと考えております。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 研究、お願いしますね。これも引き続きまた質問させてもらいますので、そのときにいろんな研究結果をお聞かせ願いたいと思います。

1つ目は以上とさせていただきます。

次に、小・中学校についてでございます。これも幅広いことなんですけども、細かいこと

をいろいろ聞いていってるんで、その答え合わせにもなるかなと思うんですけども、まずは、個人的に部長や教育長にお願いしたことなんですけども、小学校の靴下と靴、これが、白の指定の学校があるんですよね。あるというか、あったというか、あったという表現をしたほうがええのかもわからないですけども、うちの子もなんかもそうなんですけども、やっぱり白の靴と靴下って、探すのかなり難しいんです。それを何とかしてくれないかというお話をさせてもらってたんですけども、今の現状はどうでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 小学校の靴下や靴などの制限については、各学校が定めた校則により運用されているところでございます。靴下の基準は現在、白色を指定している学校がありますが、来年度以降は、黒色やグレー、紺色、ワンポイントなど、白色以外の着用が可能となるよう変更されていますので、市内の小学校5校については、ほとんど同じ基準の設定となる予定でございます。また、靴の基準につきましては、全ての小学校において、通学や運動に適した靴で華美でないものと指定をさせていただいております。その中で、靴の色を白色または白を基調としたものと指定している学校がございますが、学校では今後、色の指定をなくす方向で検討をされております。

以上です。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 これ、僕、情報収集不足で、やっていただかない前提でこの質問をやりようと思ったんですけど、来年度からやっていただけるということで、多分それはもう皆さん感謝してる。白の靴と靴下を探すのはめちゃくちゃ大変という声あったんで、もうそれがなくなるということで、それは感謝申し上げます。

次に、中学校の髪型、校則についてなんです。これも、一昔前というか、それも個人的に言わせていただいたんですけど、指定がよう分からん、どういう理由でこうなってるのかというふうによる問合せももらったんですけど、今現状どうなってますでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 中学校の髪型の制限につきましても、各校が定めた校則により運用されているところでございます。以前は、特殊なデザインカットの禁止という表現で、ツーブロック等についても禁止をしていましたが、現在は、学校場にふさわしい、清潔感があるものとし、染色や脱色、パーマ等のみを禁止といたしております。また、髪の長さにつきましては、以前は、髪が肩にかかる場合は必ずくくることとしていましたが、現在は、体育の授業や給食の配膳など、必要な場合にくくることと規定をしております。両中学校とも、細かい文言の違いはあるものの、髪型についてはおおむね同じ基準となっております。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 これも個人的に言わせてもらってるけど、だいぶ改善していただいて、やっていただいて、これもだいぶ感謝申し上げたいと思います。

次に、子どもたちがボール遊びできる公園がないか。これもずっと僕、一般質問させてもらってる。葛城市内の公園では、それできる公園がなかなか難しいということで、じゃあ、

小学校、運動場開放してくださいよという話をさせてもらったと思うんです。それがやっているとことやってないところがあったんですけど、その辺の状況をお聞かせ願います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 市内のほとんどの小学校では、平日に夕方までの利用時間を決めて運動場の開放をしておりますが、これまで一部の小学校においては、利用を認めていない状況がございました。当該小学校におきましては、放課後の運動場の開放に向けて、今後、学校運営協議会などで前向きに検討をされると聞いております。

以上です。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 子どもらに、どこでボール遊びしたらええのといったら、学校行けと言えるわけですね。ありがとうございます。その辺はしっかりやっていただいたんで感謝申し上げます。

それでは、最後になるんですけど、これが本題なんですけども、インフルエンザの予防接種の助成についてお聞かせ願いたいと思います。これ、僕、8回目なんですよね、まさかの。8回聞いてるんで、聞くことがないというか、質問することは、費用であったり効果であったりというのはもう何回も言ってきたんで、あえて時間かけて言う必要もないんで、今回はずばっと聞きたいと思います。8回もやってるんで、調査、研究はし尽くしてもらってるであろうという意見やと思うんです。まずは、学級閉鎖、学年閉鎖というのは、大体インフルエンザが原因やと思うんですけど、今年ですか、今年度といいますか、の状況をお願いします。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和6年度につきましては、現在までのところ、幼稚園及び小・中学校では、インフルエンザ等による学級閉鎖及び学年閉鎖はございませんでした。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 去年ですか、はやりが早かったんでどうかなと思って見てたんですけど、長期休みも重なって、うまいこと学年閉鎖なく、それはよかったんですけど、来年、再来年と続くわけですから、インフルエンザというのは、そういう目線で考えたときには、助成していただいたほうがいいんじゃないのと思うんですよね。やっぱり効果というか、予防接種を打ったら、前も言いましたけども、うち家族3人で旅行に行ったときに、子どもは打つとったんですけど、僕は打ってなかったんですよ、嫁も。子どもだけが見事にインフルエンザにかからなくて、僕と家内2人が、1週間もうだだだだだっていうふうな日常、やっぱり予防接種を打ったら効果あるんやなというのは、僕は肌で実感してますので、お願いしたいんですけども、県内のいろんな方にお聞きしたら、インフルエンザ等で受験できなかった子もおるんですよ、何人か。それで、その後、また後日、受験できるという仕組みになってるんですけども、そういうのも予防していくためにも予防接種というのは重要だと思うんですけども、葛城市は過去、インフルエンザで受験できなかった生徒っておられるんですかね。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和5年度におきましては、高校の入学試験を受験できなかった生徒が1人おりました。

たが、その後の追試験を受験し、無事合格をしております。令和6年度におきましては、これまで実施されました県内県外私立、また、公立の特色選抜試験において、受験できなかった生徒はいないと聞いております。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 そういうのを予防するための予防接種なんで、それで少しでも助成していただいたらなと思うんですね。子ども4人とか、僕の知り合いとか、4人、5人おられる方やったら、毎年インフルエンザ打ってるよっていったら、いきなりぼんと費用がかかってくるわけなんです。僕、思ってた、予防するのにお金かかって、インフルエンザになったら、子どもたちは今、無償なんですよ、医療費って。予防するのにお金かかって、かかったら無償という、何か謎の現象というか、謎やなと思いつつながら見てるんですけども、医療費無償というのはもちろんええことなんやけど、それを予防するインフルエンザというのに助成してくれというのが僕の意見なんですけども、これが僕、だから7年前、議員になったときぐらいから言ってるんですけど、あの頃は確かにかなり少なかったです。予防接種の助成やってるところって。今、皆さん、お手元のタブレットで、子ども、インフルエンザ助成と調べてください。山のように出てきます、やってるとこ。

あくまで一部ですけども、今日持ってきたんです。発表したいと思うんですけども、京都府綾部市、1回につき1,500円、6か月から13歳の子ども2回、13歳以上中学3年相当の年齢まで、子ども1回。大阪府松原市、1回1,000円助成、生後6か月から13歳未満、2回、13歳から18歳、1回。名古屋市、12歳、15歳、18歳、これは多分受験の年齢ですかね。助成の内容は、インフルエンザ予防接種の費用を全額助成、無償化します。神戸市、満1歳から12歳の方対象、1回目2,000円、2回目2,000円。兵庫県小野市、生後6か月から12歳以下、3,000円2回、13歳から高校生相当3,000円1回。愛知県あま市、中学生1回、小学生2回、1回の費用のうち1,000円。徳島県阿南市、1人2回まで、1回1,500円程度。兵庫県宍粟市、6歳から18歳まで、インフルエンザ1回につき1,000円助成、6か月から12歳まで2回、12歳以上は1回。香川県善通寺市、6か月から18歳までの方、1回につき2,000円。富山県富山市、もうよろしいですか。こんだけやられてるんですよ。だから、コロナの関係とかもあるかもわからないんですけども、僕が言うたとき、7年前は確かにかなり少なかったし、問題もいっぱいあったのかなと思いました。ただ、今、ほんまいっぱいやってますよ。ほんま一部ですよ。東京なんかはもうほとんどやってるんじゃないですかね。ということは、やられてるところと問題を比較して、問題があればそこを改善して、やられてるところも問題がないし、好評やからやられてるわけじゃないですか。だから、確かに、何回も言いますが、僕が最初に言うた頃は、いろんな問題もあったし、前例もあんまりなかったかもわからないですけども、今はもうめちゃくちゃやられてます。7年前に比べたら、めちゃくちゃやられてます。今見はっても、多分めっちゃあると思うんです。ありますよね。ということは、できるわけですよ。

奈良県内では少ないかもわからないですけど、全国で見れば、インフルエンザは予防しようという後押しになってると思うんですよ。市長に最後に聞きたいんですけども、い

かがででしょうか。もう8回言ってるんで、葛城市でも、子どもたちのためにも、保護者の方のためにも、負担を軽減するために助成、全額とは言いません、僕も、何回も言ってますけども、少しでも助成していただく、そういうお考えにはなりませんでしょうか。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 市といたしまして、予防接種は、国が法律に基づく定期接種化を行うものについて、市が一部公費負担し、接種を実施するという方針は以前と同じでございます。今回お尋ねいただきました、子どもたちのインフルエンザ予防接種につきましても、まだ国における定期接種にはならないということです、今後も国の動向を確認しながら事業を進めてまいります。

奥本議長 杉本議員。

杉本議員 また9回目があるということでよろしいですね。野球でも9回までしかないんで、延長戦はしたくないんですけど、市長のおっしゃる意味は分かるんですけども、葛城市の特色として、市の特色を生かすためにも、学童のお弁当もそうやし、インフルエンザの助成もそうやし、他市の人がうらやむようなまちづくりをしていただきたいなと思って質問させてもらってるんですけども、今の市長の答弁は残念ですけども、また引き続き、何回もこの質問はさせていただきたいと思います。

私の一般質問は以上です。ありがとうございました。

奥本議長 杉本訓規議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時、13時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時18分

再 開 午後 1時00分

西川副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願いをいたします。

次に、3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

柴田三乃議員。

柴田議員 皆さん、こんにちは。柴田三乃でございます。議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

今回は3点あります。1点目は、オーガニック給食の可能性について。2点目は、地域猫活動について。3点目は、ゲートキーパーの育成についてです。

では、これからは質問席で質問させていただきます。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 1問目は、オーガニック給食の可能性についてです。前回の一般質問に引き続き、2回目の質問となります。前回は、葛城市における給食の現状をオーガニック給食の可能性の視点から質問、そして提案をさせていただきました。今回は、前回の一部を切り取って、少し深掘りして質問していきたいと考えております。その前にもう一度、オーガニックとは何かということなんですけれども、分野によって微妙に定義は違ってくるんですが、食材に関しても、日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会によりますと、農薬や化学肥料に頼らず、太陽、水、土地、そして生物など、自然の恵みを生かした農林水産業や加工方法を指し

ます。オーガニック給食を積極的に取り入れている泉大津市では、全国から有機米や野菜を仕入れていらっしゃると思いますが、葛城市においては、規模的にも、そして農業振興のためにも、地元の農家さんとの連携が理想だと考えております。

1つ目の質問なんですけれども、前回は地産地消率をお聞きいたしましたが、お米は葛城市産100%とお聞きしていますが、野菜の地産地消率は、令和4年度は8.04%、令和5年度、8.38%と微増となっております。決して高い数字ではないと思いますが、葛城市産の野菜をもっと増やすための課題は何でしょうか。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。午後からもよろしくお願いいたします。

保育所、こども園におきましての地産地消に関しましては、発注時にできるだけ地元産のものを依頼しているところでございます。野菜に関しましては、年間を通した供給と価格の安定性が必要となります。地産地消を推進するためには、供給の安定性を担保する難しさや、価格面での問題があると考えられます。

以上です。

西川副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

給食センターでは、地産地消を推進するための取組といたしまして、今、議員おっしゃっていただきましたとおり、お米につきましては100%葛城市産を使用しております。野菜については、見積り合わせの際に、産地を葛城市産と奈良県産、国内産に分け、できる限り葛城市産、または奈良県産の野菜を使うようにしています。野菜を葛城市産に限定した場合、使用量の多い品目や時期によっては数量がそろわないといったことが課題となってまいります。

以上です。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 使用量の問題とか、数量がそろわない、あと、価格面とかというのは、地産地消である場合は地域農業と深い関わりがあると思います。それはまた別の機会に質問させていただきたいと思ってるんですけれども、ついこの間ですけれども、給食センターに行かせていただきまして、地産地消コーディネーターの方とお話しする機会をいただきました。地元の地産地消コーディネーターの方も、地元の生産者さんたちと定期的にお話しされていたりとか、葛城市産の農作物を取り入れたいという思いが私にも伝わってきたんですけれども、しかしながら、現状としまして、先ほどの答弁にもありました、見積り合わせをして購入しているということで、常に地場産のものを仕入れることができるわけではないということをお聞きしました。以前紹介いたしました樫原市のように、JAが一括して食材調達をして、JAが樫原オーガニックという有機農家を中心とした協議会と連携して有機野菜を仕入れるというような仕組みができれば、有機野菜を含む地場産食材を取り入れることができるのではないかと考えております。課題は本当に多いと思いますが、ぜひご検討をお願いしたいところです。

では次に、有機食材に限って質問いたします。以前もお聞きしましたが、有機食材、特に有機野菜を給食に取り入れるための課題は何でしょうか。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 安全な有機野菜としての認定を受けたものを扱う場合の課題といたしましては、供給の安定性を担保する難しさや価格面での問題があると考えられます。

以上です。

西川副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校給食センターにおいて有機野菜と認定された野菜などを扱う場合の課題につきましては、数量の安定確保、品質、調達コストの価格差以外に、有機野菜の納品が可能な業者や農業従事者がいないことが課題であると考えております。また、虫に食べられていることがあるため、下処理に時間がかかることとなりますが、給食センターでは約4,000食を調理、配送しており、下処理にかけられる時間に限りがございますので、現状では、コスト面、調理、配送にかけられる時間が少なくなることへの負担についても課題となると考えております。

以上です。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 先ほども出てきたんですけれども、価格の問題とか数量の問題が課題となっているということなんですけど、価格を下げたり、数量を安定させたりするためには、地域に有機農家さんや環境保全型農業をされる農家さんを増やす必要があると思います。有機農業については、先人たちが創意工夫をされて、随分技術も進歩しているようですし、スマート農業も取り入れると、以前と比べて規格に沿った野菜もできるようになってきていると聞いております。虫に関しては、オーガニックは環境に優しいという側面もあり、避けては通れないのかもしれませんが、出荷の際に検査をしっかりともらっているというところもあるようです。

前回の一般質問では、葛城市の農業振興についての質問もさせていただきました。来年度は農業施策にも進展があるようですので、農業に関しては次回質問させていただくことにしたいと思っております。また、前回、有機食材は使っておられますかという質問に対して、学校給食に関しては使っておられなかったんですが、保育所、こども園では、有機ケチャップが使われておりました。担当課との打合せのときのお話では、意図的に選んでいるわけではないというようなお話だったんですが、後日、以前、市内保育所で栄養士として働いていらっしゃる方から、その有機ケチャップに関していろいろお聞きする機会がございました。おっしゃるのには、コスト面などの課題もあったけれど、議論、検討を重ねて、やっと導入した有機食材だったというお話でした。そこに栄養士さんの思いがあったと思います。でも、今はそれが受け継がれていない。そこで、栄養士さんが代わられるということもあると思うんですが、引継ぎはどのようにされているのでしょうか。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 現在、保育所及び認定こども園は、正職員の管理栄養士1名と会計年度任用職員の管理栄養士1名で管理の下、給食を提供しています。令和5年度に正職員の管理栄養

養士を採用して以来、それ以前に増して安定した給食管理を行っております。栄養士が交代した場合の引継ぎの方法でございますが、当時から業務マニュアルが作成されており、それに加えて、前任者からの口頭での引継ぎがあり、栄養士が代わっても安心・安全な給食の提供ができるよう体制がとられております。正職員が採用されるまでは、栄養士の安定雇用が難しかったことはございましたが、安心・安全の考え方は不変のものであり、葛城市の子どもたちの心と体の健康づくりに努めております。

以上です。

西川副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校給食センターには、県から栄養士2名が配置されており、栄養士の交代は原則1名となっています。その上で、栄養士が交代した場合の引継ぎにつきましては、データで保存している過去からの引継ぎ書をベースに、毎年アップデートを行ったものにより行っています。引継ぎ書の内容につきましては、食に関する指導の年間計画、食文化の伝承、行事食、郷土料理、地場産物を活用した様々な献立や食材の発注方法について、また、食材の選定では、安全性を考慮して、食材は基本的には国産のものを使用することにより、安心・安全な給食を提供できるようにすることなどとしております。学校給食センターにおきましては、より安全でよりおいしい、より楽しい給食を提供するため、調理、配送委託業者にもその理念の共有を図っているところでございます。

以上です。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 保育所、こども園、それと学校もしっかりした考えを持っておられるというのは今の答弁で理解したんですけれども、保育所、こども園に関しては口頭という言葉があったところで、私は大変気になる場所なんです。やはり明文化してもらうのが一番いいのかなというふうに思っております。そこで、前回提案させていただきました給食物資規格書の作成なんですけれども、保育所、こども園、そして学校給食も、現在は作成はされていないという答弁を前回いただいているんですけれども、ぜひ、これに関しては進めていっていただきたいと思うんですが、まだ12月から3か月ほどしかたっていないんですが、進捗状況というか、現状はどうなっているのでしょうか。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 保育所、こども園では、食品規格書は作成しておりません。納品業者とは密に連絡を取って、毎回同様の商品を納入してもらうこととしております。

以上です。

西川副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校給食センターにおきましては、物資規格書の作成はございませんが、野菜類については、品質などに関し、秀以上となるなど、新鮮なものとしていることや、加工品については、形状や大きさ、アレルギー不使用などの規格の指定をしている状況がございますので、現在、野菜類から規格書の作成を進めているところでございます。

以上です。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 学校のほうは少しずつ進めていただいているようですが、保育所、こども園のほうでも、ぜひ検討いただきたいと思います。というのは、規格が決まると、たとえ有機または減農薬野菜を仕入れることになったとしても、生産者さんたちに先ほどの虫チェックとか規格に沿った野菜の大きさなどを伝えることもできますし、将来的に契約して栽培していただくときの条件にもなり得ると思います。オーガニック給食の実現には様々な課題がありまして、すぐに実現できるものではないと思っています。子どもたちのために、よりよい安心・安全な給食をとるという思いもありますが、同時に、地場産の農作物を使うことで、農業を中心とした地域経済の活性化につながるのではないかというふうにも思っています。オーガニック給食に関しては、引き続き私自身も勉強を重ね、取り組んでいきたいと思っています。

では次に、地域猫活動について質問させていただきます。地域猫活動またはTNRと呼ばれておりますが、TNRとは、ご存じの方も多いと思いますが、Tはトラップ、捕獲という意味で、Nはニューター、去勢する、Rはリターン、戻すということで、野良猫を捕獲し、不妊、去勢手術をして元の場所に戻すという活動です。手術後、片耳の先を桜の花びら状にカットするので、リリースされた猫はさくらねこと呼ばれたりしています。ちょうど3年前、令和4年3月議会で谷原議員もTNR活動について一般質問をされております。今回、私がこの質問をしようと思ったのは、市民の方々からの苦情ではなく、どちらかというと猫を愛する方からの声を聞いたからです。本来は猫が問題ではなく、猫を捨てたり放置したり、または勝手な餌やりをしたりする人間が招いている問題だとお話されておりました。

では質問に入ります。この3年間の野良猫に関する苦情の推移を教えてください。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。柴田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

過去3年の野良猫に関する相談件数でございますが、令和4年度で19件、令和5年度4件、令和6年2月末現在で5件となっております。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 今、ご答弁いただいた数字から、市内では野良猫が極端に減ったような印象を受けますが、過去のTNR事業とその成果について教えてください。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 所有者不明猫、TNR事業は、令和元年度から奈良県主導で事業展開をされておられます。葛城市では、令和2年度よりこのTNR事業に参加をしております。先ほども議員お述べのとおり、TNR事業の目的は、所有者不明猫の繁殖の抑制を図るための事業でございます。捕まえる、トラップ、不妊、去勢手術をする、ニューター、元の場所に戻す、リターンの頭文字をとってTNR事業と呼ばれております。葛城市ではこれまでに4地区で事業を実施し、19頭の所有者不明猫の不妊、去勢手術を行っております。その後、地域の方々からは、猫の数が減った、いなくなったとの報告を受けております。

以上でございます。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 今のご答弁から、TNRを行うことによって一定の成果が見られたということだと思えます。奈良県は、動物愛護管理法の改正でTNRに力を入れておりまして、2018年から2022年の間に709匹の手術が行われております。県内も含めて全国的に犬猫の殺処分数は劇的に減っておりますが、まだまだ子猫の殺処分が多く、不幸な猫を減らすためにも、TNR活動は、たとえ数が減ったとしても、必要な事業だと考えております。令和6年度より今までのTNR事業が少し変わり、具体的には、地域の方が2人以上参加されているということを条件に地域猫支援グループをつくって、計画を立て、それを市に提出し、市から県に申請してもらって、県の審査が通れば、県から市を通じて手術券が発行されます。そして猫を捕獲し、指定病院で手術を受けて猫を元に戻すというものです。今までは宇陀のアニマルパークのみでの手術だったのが、県指定の病院でできるようになりました。その指定病院の1つが葛城市内にもあります。手術費用は県が負担します。補助なしで手術をするとなると、雄で1万5,000円から2万円、雌では二、三万はするとも言われております。谷原議員の質問にもあった、どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業も活用できると思うのですが、県の事業、どうぶつ基金の活用状況はどうなっているのでしょうか。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 どうぶつ基金につきましては、令和4年5月に登録申請を行っております。申請状況は、令和4年度が0件、令和5年度5件、令和6年度2月末現在で0件でございます。奈良県地域猫支援事業は、令和6年度から一部運用手法が見直され、それに伴い、所有者不明猫TNR事業からの名称が変更になったと聞いております。状況につきましては、先ほど答弁のとおりでございます。

以上です。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 件数としてはあまり多くなく、活用されていないのはとても残念なんですけれども、啓発活動は行っておられますでしょうか。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 今現在、市からの積極的な啓発活動は行っておりません。これまでのTNR事業は、大字、自治会などの団体を対象とした事業であったため、住民の方から相談があった場合には、地元区長と相談をさせていただき、事業の有無を決定しておりました。令和6年度から一部運用手法が見直され、2名以上の地域住民の参加で事業が実施できるようになりました。これらのことも踏まえ、今後、ホームページ等での啓発活動を行っていきたいと考えております。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 現在、私が聞いているところによると、個人で市内で活動している方がいらっしゃるということです。個人だと手術の金額負担もかなり大きく、続かないと思っておりますので、そのような方が、県やどうぶつ基金のサービスを使って、グループをつくっていただいて活動

してくだされば、TNRもどんどん進んでいくと思いますので、ぜひ周知をお願いしたいと思います。また、さくらねこを元に戻したときに、地域で面倒を見ることになるんですけれども、餌やりやふん尿の始末などでトラブルになるとも聞いております。餌のやり方とかふん尿の始末など、管理するボランティアの方々が市内には一定数いらっしゃると思いますが、現在、市からボランティア活動への支援はされているでしょうか。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 現在、葛城市では、ボランティア活動の支援は行っておりません。

以上でございます。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 今はされてないということなんですけれども、現実にはさくらねこをお世話している方もいらっしゃいますし、個人で不妊手術をして保護猫としてお世話している方々もいらっしゃいます。そういったことも考えますと、野良猫の苦情件数が少ないということで、一見、葛城市には野良猫の問題がないようにも見えるんですけれども、約2年前、市内の二十数匹を他市のボランティア団体さんがTNRをしてくださったということもお聞きしておりますし、現在進行形で、また別の近隣市のボランティアさんが葛城市の野良猫案件を扱っているというふうにも聞いております。市のほうでも、もう少し踏み込んで、着実に猫を減らして、地域の理解を得ながら猫との共存社会を目指してほしいと考えるところなんです。そのためには、各地域でのTNR活動の理解のための説明、そして餌やりなどの指導、保護猫の譲渡会など、行政ではとてもカバーしきれないと思います。そういったところを専門にされている事業者さんや市民グループに委託することを考えてもいいのではないかと考えております。そのときの経済的支援の可能性についてはどうお考えでしょうか。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 現在、市に対し、市民活動に対する経済的支援の申出はございません。今後、必要に応じ、他市町村の状況も踏まえ、調査、研究してまいります。

以上です。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 ぜひお願いしたいところなんです。まずは積極的に地域猫事業、TNR事業を行ってもらいたいというのが真っ先に来るんですけれども、御所市や生駒市では、ふるさと納税を使って事業費の一部を捻出されているところもあります。ぜひ調査、研究していただきまして、進めていただくようお願いいたします。

では、この質問の最後に、市長に、地域猫、保護猫活動についてのお考えをお聞かせください。

西川副議長 阿古市長。

阿古市長 いろいろな制度を活用し、事業展開に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 いろんな制度もありますし、あとはやる気の問題というか、本当にそこに問題があるということ認識することから始めていただきたいなというふうに思っております。全くないわ

けではないので、この件に関しまして、オーガニック給食にも通じるところなんですけど、葛城市が環境にも動物にも優しいまちを目指していただきたいと思いますと考えております。

では最後に、ゲートキーパーの育成についてです。昨年の6月議会で、私は、若者の孤立、孤独についての一般質問をいたしました。その中で少しだけゲートキーパーに触れていたのですが、今回はゲートキーパーに焦点を当てて質問します。奈良県が発行しているゲートキーパー手帳によりますと、ゲートキーパーとは、直訳すると、門番です。死にたいほどの悩みを抱えた人に気づき、話を聞き、適切な相談機関につなぎ、見守る人のことです。資格は必要なく、簡単な研修を受けるだけで誰でもゲートキーパーになることができます。実は私も、最初はゲートキーパーというと、本当にしっかりした研修を受けた人のみになれるものだと思っていたんですが、先日、三宅町で行われましたゲートキーパー研修に参加いたしまして、本当に基本的な心構えを知っているだけでいいと。あとは身近な人の悩みに気づいて、どう声かけするかということだというふうに教えていただきましたので、本当に誰でもゲートキーパーになることができます。葛城市には、市民の方向けに、人権相談、フェミニストカウンセリング、法律相談など様々な相談窓口がありますが、周知はどのようにされているのでしょうか。

西川副議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、相談内容につきましては、多岐にわたるものであると思いますが、広報やホームページで各担当課の相談窓口の開設日や開設時間をお知らせしているところでございます。お願いします。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 それぞれ、今の相談窓口というのは、悩みがはっきりしている方には相談しやすいというふうに思いますが、どこに相談していいか分からない方への対応はどうなっているのでしょうか。

西川副議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 現在は、一括して受けている窓口はありませんが、どこに相談してよいか分からない方につきましては、一旦市役所へお電話をいただきましたら、相談内容に応じて担当課へ案内をしております。職員につきましては、十分に内容を確認した上で必要な情報を提供させていただくとともに、必要に応じて他課や医療と連携しながら相談に応じさせていただいております。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 適切な機関につないでいってくださっているだろうということは理解できました。ただ、お話を聞く職員の方々も、傾聴する中で、この人は何を望んでいるのかなといったような気づきがあり、そして適切な相談窓口につないでいかなければならないと思いますが、そのような気づきとかの研修はされているのでしょうか。

西川副議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 まず、葛城市におきましては、健康増進課におきまして、令和6年度より、第2

期葛城市自殺対策推進計画を策定しております。その中で、自殺対策を支える人材の育成を項目に挙げておりまして、悩み事や生活上の困難を抱えている人に対し、身近にいる人々や関係する人などがより早い段階での気づきができるよう、また、誰もがそのような人材になれるように、生きる支援につながり得る様々な分野や視点での研修や教室、講座、ボランティア活動などを実施し、人材の育成に取り組んでいくこととしております。その取組として、自殺対策の心の健康に関する正しい情報を理解し、見守りなどを行うゲートキーパーの養成講座を開催しながら、誰もが身近な人の心の変調に気づき、話を聞き、見守り、必要な支援につなぐという自殺防止の役割を担うことができる環境づくりを推進しております。

まずは職員に対しまして、令和4年度は、自殺対策を支える人材を育成することという題目で、次に、令和5年度につきましては、生きる支援を考える研修会、職員がそれぞれの立場でできることという題目で研修を行いました。令和5年度の研修の目的は、普段実施している業務で出会う住民さんの気になる様子のポイントを理解し、1人で抱えることなく、次につなぐ連携先が分かることとしております。主な内容は、葛城市での自殺者に係る現状や自殺に至る様々な要因、また、対応したときに連携先の把握などとなっております。

研修の成果としましては、アンケート結果を紹介いたしますと、96%の職員が、とても参考になった、また、参考になったと答えております。アンケートの一例を挙げさせていただきますと、いつ、どのようなタイミングでSOSのきっかけをつかむか分からないが、そのときが来ても大丈夫なように、日々のコミュニケーションから傾聴を心がけようと思った。また、難しく考えすぎず、まずは聞くことから始めたい。また、なるほど、傾聴を大切にしていけます。また、いろんな立場でほかの所属の方の話を聞くことができる機会だったなどと、今後につながるような意見が多くありました。研修を受けて気づきがあったことは大きな成果であったと感じております。

今年度におきましても、現在、職員向けの研修を準備しているところです。自殺の原因は約5割が健康問題となっております。健康問題の中でも鬱病が最も多くなっていることから、今年度は、葛城市内で精神科を開業されています先生をお招きして、鬱病についての理解と対応方法について理解できることを目標にご講演いただく予定にしております。今後は、研修内容を十分検討しながら、内容や対象者を拡充していきたいと考えております。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 既にゲートキーパーの研修を受けてくださっているということで、大変よいことだと思っております。とても大切なことだと思います。研修の成果として、血の通った、心ある、寄り添える行政サービスというものが提供できるようになれば、市役所が市民の方にとってとても心強い場所になっていくのではないかというふうに思っております。そして、ゲートキーパー研修がよかったという職員さんたちが大半なので、これを市が率先して市民向けに研修を開催して、どんどん広めていっていただくように要望しておきます。

さて、昨年的一般質問の、若者の孤立、孤独の中でもご紹介したように、実は一番孤独を感じているのは若者であると言えます。実際、厚労省の年齢階層別に見た死因の構成データによると、15歳から39歳までの死因の1位は自殺です。また、文科省の大学における死亡学

生実態調査では、死亡した学生の半数は自殺です。葛城市で言いますと、先ほど部長の答弁にもあった、第2期葛城市自殺対策推進計画の中に葛城市の自殺の標準死亡比というのが出ております。男女とも全国、奈良県を上回っております。また、年齢別を見ると、19歳以下、20代、30代、40代の自殺者数が、国、県に比べて高いことが分かっております。私は、ゲートキーパーを広げることで、悩んでいる若者の支援にもつながるのではないかと考えております。

葛城市には、若者が相談できるこども・若者サポートセンターがあります。前回も指摘させていただいたんですけれども、非常に相談しにくいシステムになっております。電話または対面の受付で、平日9時から5時、メールはフォームに記入しなければならず、氏名、住所、電話番号を必ず書かなければなりません。悩んでいる若者には非常にハードルが高いシステムになっております。そこで、こども・若者サポートセンターでは、具体的に若者相談はどういうことをされているか教えてください。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 相談者の中には、こども・若者サポートセンターの業務時間外に不安が高まる方もおられます。これも必要に応じて、眠らない電話相談である、奈良いのちの電話の窓口をご紹介します場合もございます。電話で相談してこられる方の中には匿名を希望される方もおられますが、身近な方に心配をかけたくないなどの思いをお持ちの方や、生活している葛城市内で相談しにくい方もおられると思いますので、市のホームページで厚生労働省のサイトにつなげるなど、電話相談やSNS相談の窓口の紹介にも努めております。今後も、様々な問題を抱えている方に寄り添えますよう、こども・若者サポートセンターの窓口のみならず、奈良県内にあるいのちの電話やチャイルドラインなど、電話相談やSNS相談の周知にも努めていきたいと考えております。

以上です。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 市のホームページのお話があったんですけれども、本当に見つけにくいんです。そこまでたどるのになかなか大変な作業なんですけど、緊急を要する場合もあるので、もっと工夫していただくことを強く要望いたします。付け加えますと、こども・若者サポートセンターの存在を知らない方も結構いらっしゃるというふうにお聞きしております。先ほど言いましたように、孤独を感じている、そして本当に思い詰めている若者もいます。もしかしたら身近にいるかもしれない。そういった人たちに声をかけるのがゲートキーパーです。同じ思いをしたから分かるという人もいるでしょう。若者が若者を助けることもできると思います。そして、適切な相談機関として市内にこども・若者サポートセンターがあるんだということをつないでいっていただけたらと思っております。ぜひ、ゲートキーパーの育成にも若者をどんどん巻き込んでいっていただきたいということを要望しておきます。

議会初日に市長の施政方針がありました。様々な新事業が示されておりましたが、私が少し残念に思ったのは、その中に若者という言葉が見当たらなかったということです。葛城市には、19歳から39歳まで8,450人の若者が暮らしております。奈良県は比較的若者支援が

遅れていると言われておりますが、近年は、支援や居場所づくりに力を入れる自治体も出てきました。ぜひ、ゲートキーパーを含む若者施策にも、これから力を入れていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、ゲートキーパーの必要性について市長のお考えをお聞きします。

西川副議長 阿古市長。

阿古市長 誰一人取り残さない社会実現のためには、議員がお述べの、ゲートキーパーについての理解と養成者の育成についても必要であると感じております。今後も、事業の拡充につきましては進めてまいりたいと考えております。

西川副議長 柴田三乃議員。

柴田議員 ぜひお願いいたします。現在、地域や家庭においても、つながりが希薄になっております。再び人と人がつながる温かいまちになるためにも、ゲートキーパーという合い言葉で地域づくりを進めていただくことも必要ではないかと思います。私はそれを要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

西川副議長 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 改めまして、皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安でございます。本日は3点質問させていただきます。

まず1点目は、学校給食の無償化についてでございます。2月17日の衆議院予算委員会で、皆様ご存じのとおり、石破首相は、学校給食の無償化について、まずは小学校の給食無償化を念頭に、安定した恒久財源の確保策と併せて、2026年度以降、できる限り早く、制度化を目指してまいりたいということをおっしゃいました。本定例会におきましても、昨年、令和6年第1回本会議におきまして、杉本議員のほうから一般質問でこの質問もありましたし、今定例会2日目の本会議で、坂本議員がやはりこのことについて市長の見解を聞いておりますが、若干不明な点もございますので、私のほうから、学校給食無償化を実現するに当たってお聞きしたいことがございますので、質問したいと思っております。

それから2つ目ですけれども、子育て広場の土日開設をということで、葛城市はつどいの広場というものを行っています。これは、主に3歳ぐらいまでのお子さん、5歳の方も利用できると思いますが、比較的小さいお子さんに、室内で、そういうお子さんが大変喜ぶ遊具がたくさん置いてあって、親御さんがそういう小さなお子さんを連れて、そこで遊ばせる。そこには子育て支援員の方あるいは保育士さんがおられて、一緒に遊んでくれると。だからその間、お母さん、お父さん方は、ほかのお父さん、お母さん方とおしゃべりをして、いろんなことで子育てのこととか語り合えると。問題があれば、支援員の方に相談もして、子育ての悩みについて支援を受けることができる。そういう広場という事業を全国で行っていますけれども、残念ながら、土日に開設がしていないということで、過去、私、一般質問に取り上げました。今は、磐城児童館のほうは月2回、土曜日やっていますけれども、今、全国を見ますと、土日開設、常時開設して、保護者のそういう様々な相談も応ずる、お子さんの遊

び場もちゃんと備えるという取組をやっています。この充実のために、幾つかの課題について質問してまいります。

最後は、道の駅かつらぎにおける委託販売手数料ということで、これをお聞きします。過去も何度もお聞きしましたが、それがどのようにして決められてきたのか。どういう性格なのか。これが実は変更されております。変更されたことの経過、それから今後の在り方についても、指定管理者制度と関係あることですので、そのことも含めて質問してまいります。

これよりの発言は質問席より行います。よろしくお願いします。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 それでは、よろしくお願いします。

まず最初に、全国の地方自治体における学校給食無償化の現状について質問いたします。

学校給食を何らかの形で無償としている地方自治体は幾つございますでしょうか。

西川副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

文部科学省が令和5年に実施した調査によりますと、令和5年9月1日時点において、自治体の自己財源や地方創生臨時交付金、ふるさと納税、都道府県からの補助金等も活用しながら、何らかの形で学校給食費の無償化を実施している自治体は、1,794自治体のうち722自治体、そのうち小・中学生全員を対象にした給食無償化を実施している自治体は、547自治体となっております。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 小学校全員を対象にしているところが547ということですから、約3割を超える地方自治体が、小学生については全額無償にしているということが分かりました。では、奈良県の状況はどうでしょうか。

西川副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 奈良県内の状況といたしましては、令和6年8月に県が実施した調査では、2市1町9村で給食無償化が実施されています。ただし、2市のうち1市は中学校のみの無償化となっています。葛城市では、幼稚園、小・中学校において、令和2年度では6か月間、令和3年度では1学期に、令和4年度は2学期に、令和5年度は1月から2月の2か月間に、それぞれ給食無償化を実施しています。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 国の動向を見て、令和7年度、新たに給食無償化の実施を予定しているということは把握されてるでしょうか。

西川副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和7年度から給食無償化を予定している市があるかというご質問でございますけれども、県内12市では、令和6年度に引き続き、給食無償化を実施する市は2市で、そのうち

1市は中学校のみの実施でございます。新たに令和7年度から給食無償化を実施する市が1市となっております。また、令和7年度に限り、国からの交付金を活用し、期間を限定したり、中学校のみの実施とするなど、何らかの形で給食無償化を予定している市が5市、無償化については実施しないが、給食負担金と原材料費の差額について公費にて負担するとしている市が、葛城市を含め3市、令和7年度については実施の予定がないとされている市が1市となっております。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。国の動向を見て、今、国のほうから下りています物価高騰対応の重点地方臨時交付金を使って前倒してやっている奈良県内の市があるというふうに聞いております。では、財政負担がどの程度になるのかということについて聞いてまいりますが、葛城市で小学校での学校給食を無償化した場合、これは年間の給食費総額でお答え願えませんか。どれぐらい財政負担が発生するのか。小学生全員を無償化したときの年間の、今現在、小学生の保護者が負担している学校給食費ということになるかと思っておりますが、総額でお願いします。

西川副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 市内の小学生の年間給食費総額は、1億4,215万8円となっております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。約1億4,200万円余りということでありました。中学生についてはどうでしょうか。

西川副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 市内の中学生の年間給食費総額は、7,110万4,792円となっております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 7,100万余りということで、小・中学校を合わせると2億1,300万余りと。これが毎年必要になると、恒久財源が必要ということになるわけですが、国のほうもどれだけ援助するかによって葛城市の負担が決まってくると思います。全額負担していただければ、これは一番ありがたいわけですが、4分の1あるいは3分の1負担するとなれば、今の金額から、毎年、葛城市の財源を考えなければいけないということになるかと思っております。そこで、ここから給食無償化の論点に関わることにしまして質問いたします。これまでも葛城市議会でも少し話題になりましたけれども、学校給食法では給食費の扱いはどうなっているのでしょうか。

西川副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校給食法第11条では、学校給食の実施に必要な経費の負担が定められておりますが、その中で、施設及び設備に要する経費及び人件費については設置者の負担とし、食材料費につきましては保護者の負担とされております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 法律によっては保護者負担だとなっているにもかかわらず、現在、多くの地方自治体で無

償化に踏み込んでおります。これの法解釈は一体どうなっているのか、教えてください。

西川副議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 文部科学省が令和6年12月に給食無償化に関する課題の整理として公表されている資料におきましては、学校給食法において保護者負担とされている食材費については、学校設置者等の地方公共団体が独自に食材費を負担することは、法令に抵触するものではないとの見解が示されております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。これは経過を少し私、説明したいと思うんですけども、我が党は、戦後一貫して学校給食の無償化を求めてまいりました。全国で署名活動や地方議会での論戦も行ってきたところであります。その際、学校給食法第11条の規定が、その実現の大きな壁になっておりました。なかなか進まなかったんです。ところが、2019年の日本共産党吉良佳子参議院議員による国会質問において、学校給食法第11条は、地方自治体が食材費を負担することを禁止するものではないとする政府答弁を引き出して以降、急速に学校給食費を無償化にする自治体が全国で増えてまいりました。この中で、2023年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針で、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表するとして、その結果公表が2024年12月、昨年12月に文部科学省から国にあったわけですけども、給食費無償化に関する課題の整理というものが公表されました。そして、年明けて、今国会の石破首相の答弁になったのであります。つまり、大きな流れから申し上げますと、地方自治体が給食の無償化をどんどん進めていく中で、ついに国が動いたという流れになっております。

日本国憲法26条には、義務教育はこれを無償とするという規定がありますから、財政力のある、例えば東京都は今どんな状態になっているかと申しますと、東京都自身が給食費の無償化をやるということで、特別区全て、給食費無償化になっております。さらに、学用品の無償化を行っている自治体、特別区が増えています。その中には制服を無償化した特別区もありますし、修学旅行費も無償化したところがあります。これは、要保護、準要保護世帯に対する就学援助費としてやられているのとは別に、全ての子どもを対象にして、それだけの無償化を今、東京都はやり始めているんです。だから、学校給食の無償化というのは、これは大きな時代の流れであろうと思います。

そこで、葛城市の学校給食の無償化について質問してまいります。先ほども少し紹介しましたがけれども、昨年3月の定例会で、杉本議員の一般質問の答弁の中で市長は、開口一番「やります」とおっしゃったんですが、その後に、義務教育において自治体で扱いが異なる、自治体によって無償化のところとそうでないところがあるというのはあってはならないことだと。私もそのとおりだと思います。奈良県知事にも、市長会の要望書を提出するときにはそのことを申し上げたというふうにおっしゃいました。私は、こうした、例えば阿古市長のような声が地方自治体から上がることによって、国のほうを突き動かしたと。今、全国でそういう差がある状態になっていると、国はちゃんとしなさいというふうなことで、いろんな

地方の声が上がり、阿古市長もそうおっしゃったと思うんですけども、しかし、その後の阿古市長の答弁を聞きますと、奈良県が全てやるのであればやりますというふうな答弁があったりして、一体どう考えたらいいいのかなと、私は疑問に思うところがあったんです。国を動かすレトリックとしてはよく分かるんですけども、現実には今こういう形でいろんな地方自治体が、財政の許す限り、無償化に進んでいる中で、葛城市がどのように考えておられるのか。つまり、国や県が全額無償化にしたら葛城市もやりますということなのか。そうではなくて、あるいは、1市でも奈良県でやらない自治体があったら、葛城市はやらないということなのか。よく分からないんです。つまり、葛城市としてどうするんだということが、もう一つ、すばっと市長の口から聞けてないので、この点についてどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

西川副議長 阿古市長。

阿古市長 基本的な考え方は、杉本議員の質問のときにお話しさせていただいております。あの当時、知事が代わられて、県が給食無償化について、幾分か補助が出ればやりますかと聞かれたんで、一番先に結論を言いますと、やりますとお答えいたしました。気持ちは全く変わっておりません。ただ、そのときに申し上げたのが、今、議員がおっしゃったように、義務教育によって、ある地域によっては無償になる、ある地域になったら有償になるというような差というのはあまり好ましくない。義務教育というのはある種、地域差があまりなくて、公平でなくてはいけないという考え方を持っていますということも知事にお伝えしたのは事実でございまして、それも全国市長会のほうにもお伝えをいたしました。それが原因になっているかどうか分かりませんが、大体の考え方としては、そういう考え方で、全国一律にやはり無償化にしないといけないのではないかと議論が深まったものと理解しております。

今回どういう形になるかはまだ分かりませんが、いつからになるかは分かりませんが、国、県なりの補助が出てきた時点で、葛城市はそこに踏み込みます。今現在でも30%から40%、食材費につきましては、保護者負担を葛城市が負担をしております。その分の食材は、小学校で3,900円、中学生で4,100円、たしか給食費としていただいているんですけども、それ以上の優良な食材を提供した中での給食運営をさせていただいておりますので、非常に葛城市の給食はおいしいという評価をいただいておりますというのは、ありがたいことだと考えておるところでございまして。ぜひ、完全無償化に近い将来、できるだけ早くできるように考えたいと考えております。ただ、今回、国の交付金によりまして給食の無償化には踏み込みませんでした。今回は、やはり物価高騰による生活者全般に対しての援助ということを考えましたので、市民1人当たり2,500円のクーポン券を配布という決断に至ったのはそこでございまして。

以上でございまして。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。私の不明なところも解消いたしましたので、奈良県が補助金を出すということであればやるかということは、「やります」と既に言っているとおりだとい

うことですので、ありがとうございます。ぜひ、葛城市でも給食無償化が進むことを願っております。

では続いて、次の質問に移ります。子育て広場の土日開設ということであります。葛城市では、おでかけ広場とか、あるいはつどいの広場という形で行われておりますけれども、葛城市の子育て支援事業につきましては、児童手当の給付とか、子ども医療費の無償化など、葛城市は大変給付は優れていると思います。こうした経済的な子育て支援と、もう一つ、子育てをする保護者の育児をサポートしたり、育児の不安や悩みなど、相談に応じたりするサービスの提供、いわゆるソフト面での事業がございます。葛城市では、母子健康事業、それからこども・若者サポート事業、それから子育て支援センター事業と、3つの事業を通じてこうした子育て支援をやっているところと承知しております。今回の質問では、子育て支援センター事業における地域子育て支援拠点事業、広場という事業ですけど、ここに焦点を当てて質問してまいります。

まず最初に、葛城市の子育て支援センター事業は、地域子育て支援拠点事業のいずれの型に基づく支援を実施されているでしょうか。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 地域子育て支援拠点事業は、保育所や幼稚園に通っていない地域の子育て家庭への支援が重要視され、平成5年には、保育所地域子育てモデル事業として始まりしました。平成19年には、センター型、広場型、児童館型という3つの事業類型でしたが、機能別に再編することで機能強化を図るため、平成25年度にはセンター型と広場型が統合されて一般型となり、児童館型は連携型となりました。現在、葛城市では、健康福祉センターの中にあります子育て支援センターにおいては一般型を、磐城児童館においては連携型の活動を行っております。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。今、広場型という言葉が出てきましたけども、葛城市健康福祉センターの2階の一室にこうした広場が設けられています。また、磐城児童館には、連携型という言葉がありましたけど、ここにもおでかけ広場という形で出ております。また、センター型支援ということですけど、これは相談を、例えば母子健康センターにつなぐとか、こ若センターにつなぐとか、いろいろ相談等のサポートを専門的にやっていこうというふうな事業で、この2つが今は1つになって一般型ということで葛城市では展開しているということが分かりました。この事業の目的、これはどこにあるのか、お聞きします。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 葛城市のつどいの広場は、地域子育て支援拠点事業の拠点として、親同士の出会いと交流の場であり、子どもたちが自由に遊び、関わり合う場でもあります。現在、親同士が日常的に交流できる近隣関係の希薄化や、子ども同士が群れて遊べる場を見いだすことが難しくなってきました。育児保育や孤立化した子育てが問題となる中、親子が地域の様々な人たちとつながり合う場としてつどいの広場を提供しています。地域子育て支援拠点

事業の基本的な事業の内容は、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施です。つどいの広場は、単に子どもが集う場を提供するだけではなく、子育てに関する知識と経験を有する子育て支援員を配置し、保護者からの個別の相談に対応しています。また、普段のつどいの広場では、異年齢の子ども同士の交流をしておりますが、0、1、2歳の年齢別のつどいでは、同じ月齢の子どもと保護者の交流を通して、将来、就園や就学時に同じ子育て仲間となり、親同士の支え合いや子ども同士の育ち合いを促すことを目的としています。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 将来、親御さん方が親しくなって、そういうコミュニティ、こどもまんなか社会という言葉がありますけれども、子どもを通じて親同士がつながり、それが将来にわたって、そういうつながりの中で地域社会も生活できていけるということで、大変望まれる事業だろうと思います。この実施状況がどうかということについて次にお伺いいたします。利用時間とか開催日の日数、利用者数などを教えてください。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 つどいの広場は3か所で実施しております。開設時間は、子育て支援センターでは、原則月、水、木と第3金曜日の午前9時30分から11時30分と13時から15時に、磐城児童館では、原則月曜日から金曜日と第2、第4土曜日の9時30分から11時30分と13時から15時に、ゆうあいステーションでは、原則第3火曜日の9時30分から11時30分でございます。利用者数は3か所の合計で令和5年度実績で延べ1万1,168人、相談件数は延べ114件でございます。また、先ほどの答弁でも申し上げましたが、子育て支援センターでは、同じ年齢の子どもとその保護者が交流できるよう、0歳から2歳の年齢別に、それぞれ週2回、午前中の1時間から2時間、年齢別つどいを実施しております。こちらの令和5年度の利用者数は、3つの事業合わせまして、子どもの数で670人です。年間開催日数は、子育て支援センターが205日、磐城児童館が262日でございます。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。大変利用されている施設でありますし、教室とかの事業なんですね。私も以前質問したときに、私の時代に、私も親だった時代がありますから、こういうのがあったらよかったなと思うぐらい、すばらしい、市の広報にいつもきちっと載せていただいて、写真も載せていただいて、僕は本当にいい取組だなと思うんです。延べ1万1,000人の方が利用されてるということだし、そういう年齢別の教室も、合計で670人もお子さんが利用されてるということでもあります。そこで、これを土日に開設してほしいという声も強いんです。伺いますけれども、今、奈良県内12市の中で、土日常に、常時土日開設しているような市はございますでしょうか。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 地域子育て支援拠点事業として、相談ができる体制で毎週土曜、日曜にいつでもの広場を開催している市は5市あり、地域子育て支援拠点事業ではない開催は2市でございました。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 土日常時開設してるところがあるということでありました。さっき2市とおっしゃいましたけれど、そのうちの1つがお隣の御所市なんです。2024年に防災交流館というのが三室にできまして、その2階に、にじいろ広場というのを設けております。このにじいろ広場とかの取組は承知されてるでしょうか。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 確認いたしましたところ、御所市のにじいろ広場は、先ほどおっしゃいましたとおり、御所市防災交流館の中にある、親子で一緒に遊びながら子育てに関する相談や交流、情報収集などができる施設として令和6年5月にオープンされました。利用は登録制で、令和6年11月末現在の登録者の数は、御所市内が212人、市外が541人、その中で葛城市からのご登録者は147人で最も多く、御所市以外からのご利用も多く、にぎわっていることでございました。保育士が2人常駐しておられますが、奈良県が認証する地域子育て支援拠点としては実施されておらず、保育士への相談もできますが、未就学児全般が対象のため、土日は遊び場所の提供と安全管理のため、相談は実施しにくい状況とのことでございました。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。私もここは視察に行つてまいりました。お子さんがぶつかってけがをしないように、年齢別に遊ぶ場所を区切って、遊具も年齢ごとに、大変見るだけで楽しそうな遊具がたくさんありました。私が一番驚いたのは、1年のうち閉まるのが年末年始の6日間だけ。6日間だけしか閉まらないんですよ。だからあとはずっと開いてるんですよ。これは大変びっくりしました。実は八木の駅前に、橿原市がつくっている、同じようなこども広場というのがあるんですが、かしはらナビプラザの3階です。ここも私、行つてまいりましたけども、ここも同じです。6日しか閉まらない。土日ずっと開いてるんですよ。いいなと思ったんですが、驚いたんです。その視察行つたときに、御所市さんは市外の方も登録していただけますということで、実は葛城市さんの方もたくさん利用していただけてるんですよ。辛うじて御所市が市内の市民が上ですけどと言われて、ドキっとしまして、先ほど数をおっしゃっていただきました。御所市の方の登録が211人で、葛城市の市民の方が147人もここへ登録されているということなんです。橿原市の場合は、橿原市民だけしか利用できないということでありましたけれども、葛城市民の方のニーズは強くあるなと思いました。

そこで次にお伺いしますけれども、現在、葛城市は、第3期子ども・子育て支援計画を策定中であります。先日までパブリックコメントにかけられて公表されておりました。私も見たんですけども、これは今後5年間の葛城市の子育て支援の在り方を定める重要な計

画案なんです。その中の保護者アンケートに、地域子育て支援拠点事業を利用しているかという設問等がありました。その結果について掲載してるんですけども、それについてどう評価されてるか、お伺いしたいと思います。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 第3期子ども・子育て支援事業計画のアンケートで、地域子育て支援拠点事業を利用しているかの問いに対し、つどいの広場を利用している割合は23.5%、年齢別つどいを利用している割合も12.0%と、平成30年調査より、それぞれ6.9ポイント、0.5ポイント増加しています。これは、つどいの広場での子育て支援員の親子への接し方や、子育て講座でご協力いただいている講師やボランティアの方々のご尽力、母子保健と児童福祉の連携による相談、情報提供などの支援により、利用してみたい、また、行きたいと感じていただけるような支援が少しずつできていることの効果ではないかと考えております。また、利用してはいないが、今後利用したいという回答も17.4%あることから、今後も、こども・若者家庭センターとして、母子保健との連携を強化しつつ、乳児家庭全戸訪問事業等の訪問の際に、適切に子育て家庭のニーズに応じた社会資源を案内し、孤立を招かないよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 つどいの広場を利用しているのが23.5%ということであります。5年前より増えたと、6.9ポイント、これ、土曜日、若干開設するようになりました影響もあると思うんですが、それでも4人に1人しか利用してないんですよ。4人に1人しか。それは土日利用できてませんから、平日働いてる保護者、土日しか休みありませんから。土日に必要な施設なんですよ、本来。葛城市は、保育の無償化、0歳から2歳までの第1子以降、第2子目から無償化にしましたから、今後、やっぱり働きに出られるお母さん方が増えてくる。平日働いてる。平日は利用できないということなんですね。開設時間も、葛城市は15時までですけども、御所が16時、樫原が17時、やっぱり長いんですよ。こういうところをもっと強化してほしいと私は思うんです。そのために、施設の人員の問題があるかと思います。そこで、先ほど、最初紹介しましたように、ソフト事業では母子健康事業がありますし、こども・若者サポートセンター事業があるんですけども、それぞれの職員数及びそのうちの専門職員数、さらには、専門職で管理職になっておられる方、このことについてお伺いしたいと思います。まず、母子健康事業ではどうなってるでしょうか。

西川副議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 健康増進課におきましては、母子健康事業を主担当としている正規職員数は3人となります。3人全てが専門職となり、そのうちの1人は管理職となっております。加えて、正規職員以外にも事業に係る会計年度任用職員も配置しておりますが、保健師、助産師としての専門職となっております。また、その母子健康事業を含む健康増進課の保健事業を統括している職員も専門職となっております。

お願いいたします。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 こども・若者サポートセンター事業ではどうでしょうか。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども・若者サポートセンター事業に携わります職員は、正職員、会計年度任用職員合わせまして26人で、そのうち専門職員は、正職員5人、会計年度任用職員は21人です。専門職で管理職にある者は、所長、主幹、課長補佐の3名でございます。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。いずれも専門職の正職員がいらっしゃるって、その中では管理職としてやっておられる方もいらっしゃるということでありました。では、子育て支援センター事業に関わる職員数、これについて同じようなことを聞きたいと思います。いかがでしょうか。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 子育て支援センター事業に携わります職員は全部で9人、そのうちの専門職員は8人で、全員が会計年度任用職員でございます。専門職で管理職に当たる者といましては、こども・若者サポートセンターにいる3人が子育て支援センター業務の管理も行っております。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 専門職8人は全て会計年度任用職員ということで、こ若センターの専門職の方が管理職としてこちらも管理しているということでありました。

次にお伺いしますが、この地域子育て拠点事業は保育分野から発展してきた事業ですけれども、葛城市の保育行政におきまして、保育士有資格者で保育現場の経験を持つ管理職はいらっしゃるでしょうか。

西川副議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 現在はありません。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 私は、専門職の方が行政の中で管理職を務めるというのは、あるいは専門職の現場で管理職を務めるというのは、行政と現場をつなぐ専門性と、要は行政の総合性をつなぐ非常に重要な役割を果たしていると思います。葛城市の母子健康事業においても、こ若事業においても、そうした専門職の方が、やはり具体的な現場のいろんなものを行政に反映させる大きな力を発揮されているわけですが、残念ながら葛城市の場合、それが非常に私は弱いと感じております。そこで、このことについては市長にこれまでも、ぜひ保育所長を、現場の保育士でベテランの方が保育所長になることで、そうした方がこうした地域子育て拠点事業のセンターのほうにも携われるようにしてほしいということを過去述べてきたわけですが、このことは後で聞くとして、私は、広場型事業は親御さんだけではなくて、お子

さんのために非常に重要だと思ってるんです。私、何度か視察に行きましたけれども、本当に歩けるか歩けないかぐらいのお子さんを抱っこした親御さんが、子どもさんを広場のフロアに置くと、とことこと、目指すおもちゃのところに目を輝かせて行かれるんです。一生懸命遊んでおられるんです。このことは、私は、子どもの成長に非常に重要じゃないかと思ったんです。このことにつきましては、非認知能力の形成がこの幼児期大事だということを、以前、柴田議員の一般質問で教育長が答えておられますので、そこら辺がどうなのか。遊びということと非認知能力の育成というのはどうなのか、お聞きしたいと思います。

西川副議長 椿本教育長。

椿本教育長 ありがとうございます。現行の学習指導要領には、資質・能力の3つの柱、これは、知識・技能、思考力・判断力・表現力と、そして主体的に学習に取り組む態度、これを3つの力と言っておるんですけれども、それと合わせて、非認知能力の育成が大きく取り入れられているところでございます。また、議員お述べいただいたように、近年、この非認知能力がこれから子どもたちの学力、そして社会適応能力などに大きな影響を与えることが、様々な研究でも明らかにされているところです。そして非認知能力を高めるのには、最も重要な時期が、脳が柔軟で、そして急速に発達する幼児期であるとも言われているところから、就学前の幼児教育における非認知能力を育むためのプログラムに、本市においても積極的に力を入れているところでございます。

例えば、思考力、創造力を育むための劇遊びや創作活動、また、リズム感覚や表現力を育むための音楽遊びや英語活動、また、発想力や協調性を育む自然遊びなど、普段から保育に遊びを通した学びを計画的に取り入れ、自尊感情や好奇心、そして自制心や創造性を育てているところでございます。また、就学前と学校教育の連携、接続の体制にも現在力を入れているところでございまして、特に幼稚園や保育所と小学校をつなぐ接続カリキュラムの作成、そして今、実施も伴って行っているところでございます。今後とも、就学前教育においては、この非認知能力、そして、子どもたちの遊びを通した育ちと学びに力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ありがとうございます。遊びの重要性ということがあろうかと思います。私は、子育て広場、おでかけ広場とか、つどいの広場と言われてますけれども、親御さんのサポートというのがメインなんだけれども、実は子どもさんがそんなに生き生きして遊んでる。親としてうれしいですよ。連れていきたい。だからここへ行って、ほかの親ともふれあう。子育て相談の入り口に当たるような活動なんですね。だから土日は相談できないぐらい大勢の人が御所に寄ってるというのは、これは葛城市民が行ってるんですよ、土日に。私は、これは何としても葛城市の子どもたちのためにも、ぜひ土日に開設してやっていただきたいと、これをお願いするんですが、ただ、問題は運営なんです。運営が、先ほど言いました、私がいろいろ視察へ行ったところは、やっぱり保育所長を経験したようなベテランの管理職経験のある専門職の方がやっぱりどんと座っておられます。だから親御さんも安心するし、そこで

何人かの方が働いてても管理できるわけですね。だから私は、葛城市は公立保育所長が、旧當麻町以来ずっと町長、市長がやってきたんですが、これは以前、一般質問して、今、副所長に保育士さんになるというところまで来ました。副所長の次は所長だろうと思うんですね。女性のキャリアを考える上でも、そういう行政と現場を橋渡しできる有能な方を育てるためにも、私は、阿古市長が決断して、僕は蓋になってると思います。この蓋を除けば、そういう女性が成長すると。保育所には男性もいますから、あれですけど、そういう専門職の働く、活動ができる。後世に大きな貢献ができることだと思ってるんですよ、市長。ぜひ、これはご決断いただきたいと思うんですけれども、お考えをお願いします。

西川副議長 阿古市長。

阿古市長 つどいの広場とともにということのご質問やと思います。まず、つどいの広場から答弁させていただきますけれども、第3期子ども・子育て支援計画において、つどいの広場、地域子育て支援拠点事業は、利用者のニーズに沿った地域子育て拠点を確保し、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てを提供していくこととしております。現在も、親子交流を目的としたつどいの広場だけでなく、同年代の子どもを育てる親同士や子ども同士が交流できる年齢別つどいを開催し、子育て支援員が傾聴、助言を行う等、丁寧な対応を行い、磐城児童館では月に2回、土曜日もつどいの広場を開催しておるところでございます。

議員のご指摘は、土曜日日曜日も完全にということやと思います。その辺の工夫ができるのかというのは、これから検討を重ねていかないといけないと思います。当然のことながら、それに従事していただく職員の件もございますので、しばらく研究させていただきたいと存じます。

また、公立保育所所長、認定こども園園長についてのお問いでございますが、これは前回もご質問していただいておりますので、そのときの答弁と全く同じになるわけでございますが、子ども・子育て支援事業を充実させるために、保育士、保育教育として現場経験豊かな職員を管理職に抜てきし、所長、園長として不足する部分は、副所長、副園長が力を現在發揮していただいております。私といたしましては、現場を見ることによって、もしくはそういう立場にあるという認識の下において、地域の子どもたちに対する思いでありますとか、情熱、予算配分等は、やはりその立場にあるからこそ、考えてこられたのではないのかな。それがあつた種、葛城市の子育て施策の手厚さにつながってきているのではないかという思いもございます。ただ、危機管理上、また、女性職員のキャリア上の問題も含めまして、今後検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 よろしくお願ひいたします。体制の問題もあるので、検討すべき課題はあろうかと思いますが、土日開設に向けて、よろしくお願ひしたいと思ひます。ちなみに、樺原市でお伺ひしたんですが、6名ほど保育士さんがそこに、それもおられるということだったので、正職員でおられたんで、そうしないと開かないわけですが、保育士不足と言われて大変じゃないですかと聞きますと、いや、保育所には勤めたくないけれども、保護者と一緒に来て、

子どもさんを遊ばせるところで遊ばせる、こういうところには勤めたいという人は結構いらっしやるんですよということです、あとは管理をされる、そういうベテランの保育士さんがおれば可能になるんじゃないかと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

それでは、残り時間少なくなりましたけれども、3問目行きます。委託販売手数料について、今回だけでしきらないかと思えますけれども、事実確認だけでもしていきたいと思えますので、よろしくお願いします。途中で切れるかもわかりませんが、ご了承をお願いしたいと思います。

道の駅かつらぎ事業では、地域の生産者が作った野菜などを委託販売することで新鮮な農産物を提供して、かつ、生産者には販路を提供することで地域経済に貢献しております。その際、出荷する生産者は、道の駅かつらぎに委託販売手数料を払っております。道の駅かつらぎは公共施設でありますから、民間の農産物直売所と比べて委託販売手数料は低く抑えてありました。ところが、委託販売手数料が道の駅かつらぎ事業発足時と比べて変わってるのではないかと、変更されてるのではないかという問題であります。そこで伺いますけれども、委託販売手数料については、道の駅かつらぎ発足時はどういうものだったのでしょうか。お願いします。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

野菜、果実、切り花、仏花、林産物、採取の山菜、穀類は販売価格の15%以内、花木、鉢花、苗もの、山野草、採取の枝物、農産物加工品、乳製品、肉類、魚類、蜂蜜、その他加工品、工芸品、民芸品、手芸品は販売価格の20%以内となっております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 民間の農産物直売所と比べてやはり低く抑えてあるわけですがけれども、委託販売料のそもそもの決定、どのような手続を経てこういう決定がなされたのでしょうか。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 葛城市道の駅かつらぎの発足時は新規設置であり、指定管理制度の新規適用であることから、委託販売手数料を含む様々な点について、発足以前から議会に報告し、ご意見をいただいております。指定管理者の選定は公募によって行われており、委託販売手数料については、申請者である株式会社道の駅葛城が提出した事業計画によって定められております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 委託販売手数料につきましては、施設の設置目的に応じて、事業方針を葛城市は策定したわけですがけれども、その事業方針については議会でも報告がされてます。これはハード面、それからソフト面です。そのときに委託販売手数料についての考え方も市として決めて、議会にも報告されてます。これは議会で議論されてます。我が党の白石議員が、経営上これでやっていけるのかというふうなことも聞いてるんですが、いや、これは低く抑えるのが趣旨ですということやってるわけです。ところが、今、最後のほうおっしゃいましたけれども、今の答弁では、指定管理者が決められるというふうなご答弁を後半されたと思います。つま

り、指定管理者の事業計画の中で決めていると。私、これがおかしいんじゃないかなと思って
るわけです。ここはずっと平行線ですけども。聞きますけれども、令和4年9月に一部事
業者に対して委託販売手数料を変更されてますけれども、どのような変更があったんでしょ
うか。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 委託販売手数料の変更内容につきましては、乳製品、肉類、魚類、蜂蜜、その他
加工品について、変更前が販売価格の20%以内となっておりましたが、変更後は25%以内と
なっております。その他のものについては変更されていません。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 これは全ての出荷者に対して、つまり、乳製品等、加工品等を納めている全ての出荷者に
対してこのことが行われましたか。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 対象者につきましては、令和4年度にまず上位5者について実施し、その後に全
ての出荷者に対して実施するということであります。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 することありますということは、今してるんでしょうか。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 現在は上位4者でございます。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 これ、委託販売手数料が上位売上げ5者に対して5%引き上げられたんですよ。それに対
して、一番売上げのある業者が、やっぱりこれはおかしいということで、紛争になりました。
つまり、商慣行に反するわけですよ。普通売上げが多ければ手数料は下げるというのが当
り前なのに、売上げが一番大きい上位5者を何でそこだけ上げるんだと。おかしいじゃな
いかと。これは、先ほど言いました、上位5者引き上げたんだけど、実際引き上げたのは4者
です。この1者はどうなったんですか。この紛争についてどうなった経過か、お聞きしたい
と思うんですが、まず最初に、変更にあたって葛城市に相談はありましたか。変更すると
いう相談はあったんでしょうか。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 委託販売手数料の変更について、指定管理者から事前に相談はありませんでした。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 ないということですけども、変更された理由についてはお聞きになってるでしょうか。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 委託販売手数料の変更は、指定管理者が指定管理業務とは別に、公の施設の設置
目的に合致し、指定管理業務の実施を妨げない範囲内で、自己の責任と費用において自主
的に企画、実施する事業、いわゆる自主事業で行う収入に当たる料金の変更として、市に事前
相談なく実施されました。委託販売手数料の変更を市が把握した後に指定管理者に事実確認
をしたところ、変更理由は、光熱費の高騰などによる経費増と、委託販売手数料を変更した

乳製品、肉類、魚類、蜂蜜、その他加工品について、他の道の駅や直売所と比較して高い手数料であるとは言えず、また、野菜、果実、切り花、仏花、林産物、採取の山菜、穀類の委託販売手数料は15%という低い手数料率に据え置いていることから、市内の農家が低い販売手数料で自らが作った野菜を売れるという当初の理念から逸脱するものではないと考えたためと伺っております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 変更理由として挙げられたのは、水光熱費の高騰ということでありましたが、今日は経営内容について聞きませんが、非常に利益を上げてるんですよ。利益を上げて、株主には高額の出資配当を支払っておりますから、私は、もうけがあるのを、更にもうけようとしてはるのかなというふうに思ってしまう。これももうちょっと細かく見ていかなあかんですけど、変更理由としては光熱費の高騰だということですけど、これは後でどうかは調べてみたいと思います。この変更をめぐっては、やっぱり異議を唱えた業者がいます。これについてはどうなったか。その紛争についてどういうふうに決着したか、把握されてるでしょうか。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 紛争になったことは承知しております。当該販売委託業者について、売上げ状況悪化に伴い、変更前の委託販売手数料が適用されることになったことで決着したと伺っております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 つまり、この業者については、25%ないしは20%に戻したんですよ。戻した。交渉したら戻ったんです。私、設置目的については、これは税を投入してるわけです。公共施設です。ここでお聞きしたいんですけれども、質問が幾つか飛ぶようになるかと思っておりますけれども、公共施設の在り方は、利用者に対して公平であるということが大原則です。これは法律上も。利用者の出荷手数料がこんなにまちまちというのは、これは公共施設の在り方としてどう考えておられるのか。このことについて伺います。

西川副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 委託販売手数料につきましては、自主事業で行う収入に当たる料金になると考えております。したがって、市が関与できないものと考えておりましたが、今後、委託販売手数料の上限を変更する必要がある場合は、指定管理者が市に事前に相談するように指導してまいります。ただし、その範囲内での運用につきましては、自主事業であることから、指定管理者の裁量と考えております。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 将来はちゃんと上限については指導していきたいと、変更する場合は指導していきたいということでありましたが、自主事業の料金かどうかというのは、これは大きな争点になりますから、後で触れますけれども、ここでもう一回、確認の意味で問いますけれども、葛城市の指定管理者運用におきまして、指定管理者は自主事業であれば、市の了解を得ずとも自由に事業ができて、自由に料金が設定できるとお考えなんですか。

西川副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

葛城市の指定管理者制度運用ガイドライン案では、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ葛城市と協議し、必要な許可を得なければならないものとしますと定める予定をしております。

以上です。

西川副議長 谷原一安議員。

谷原議員 これは当たり前なんです。公の税を投入した公共施設を民間事業者に委託してやらせるわけですから、そこでやる事業は基本的に市の事業なんですよ。考え方として。だから自主事業は必ずどういう事業をするか、とんでもない事業をされたら大変ですから、どこの自治体でもそれは規制してるわけです。自主事業についてもちゃんと届けて、許可の範囲でやっていただくと。当然、料金もそうですよ。べらぼうな料金をすれば、市民からどういうことやということになるわけですから、当然、自主事業であっても、先ほど産業観光部長がおっしゃったように、これからはちゃんとします。つまり、できてなかったんですよ。だからこういう紛争まで起きました。いまだに不正常ですよ。4者は高いのを払ってる。それ以外は低いままですから。公共施設の使用料の在り方としても不正常ですよ。これを認めてるという状態になってるのはおかしいということは申し上げておきます。

最後に、自主事業かどうかということです。葛城市の道の駅事業において、地域の農家の方々が出荷する手数料、出荷するということ、これが自主事業なんですかということをお聞きしたいんです。これは過去、道の駅かつらぎ事業の計画に当たって、議会でも、どういう目的でこれを事業にしますということを議会で答弁されてるんです。これは平成27年第4回葛城市議会の議事録ですけれども、当時の産業観光部長が白石議員の質問に次のように答えております。中期収支計画における販売手数料でございますが、委託販売料ですが、この施設は地域の産業の振興を図る目的を持った施設でございますが、農業者や商工業者の多くの品物を出品してもらいまして、もうけてもらって、できる限り安心して安価な品物を市民の方々に提供できるよう検討されておりまして、直売所における農産物の販売手数料は15%、特産物は20%云々というふうが続いてるんです。つまり、税を投入してこの施設をつくった目的は、地域の産業の振興を図る。とりわけ農産物を出荷する方、商工業者の方にできる限り安心してやるということでやってるわけですから、だから、この施設の目的については、私は、利用料金として定めていただくことを求めたい。来年度は、これは指定管理者の期限が切れるときでありますから、この点についてはしっかりと議会で議論していきたいと思います。

以上です。時間をオーバーしまして申し訳ありません。

西川副議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後3時から会議を再開いたします。

休 憩 午後2時42分

再 開 午後3時00分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、14番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 それでは最終になります。私の質問内容は4点に及びます。1問目が、点字ブロックの設置の状況について。2問目は、今回4回目の質問となります、J R大和新庄駅、ここにはトイレがないわけでごさいますけども、そのことについてお尋ねをいたします。3問目は、屋敷山公園周辺の駐車場についてというところで、ここにはいろんな施設が多くあるわけですけども、その周辺地域の駐車場についてお尋ねをします。4問目、これも以前に一般質問させてもらったわけですけども、不登校についてというところで、いろんな施策というものを講じられておるところでごさいますけども、その後の成果についてお尋ねをいたします。

これよりは質問席で質問を続けてまいります。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 それでは、1問目、点字ブロックの設置について質問をさせていただきます。点字ブロックということですから、いわゆる視覚に障がいのある方ということのお話になるわけです。話、前座というのか、余談になるか分かりませんが、視覚障がいというところで、この方たちがコミュニケーションを図る方法として点字というものがごさいます。点字というのは、6つの点でいろんな字というものが組み合わさってできているわけですけども、これはフランスで1825年に盲学校の教師の方が発案をされました。1825年ですから、今年がちょうど200年になるということを私も最近学んだところであります。何を言いたいかということ、そのときからそういう福祉の世界というのが世界では始まったということを皆さんにも考えていただきたい。

今回質問させていただきますのは、字の点字じゃなくて、道路にある点字ブロックと、この状況についてお尋ねをするわけでごさいますけども、点字ブロックは、ちょうど私が生まれたときぐらい、1960年代の初めに、これは日本で発明されたものでごさいます。日本の岡山県で発案をされたわけでごさいます。そういった点字ブロックについて、点字ブロックの中には、皆さん方も見られたことあるかと思いますが、点というんですか、丸が何個もあるブロック、これを警告ブロックといいまして、注意しなさいよと注意を促してるブロック、それと線を真っ直ぐに引いてる点字ブロックがあります。これは進みなさいよという、誘導ブロックといいますけども、この2種類を交えて、道路に、視覚障がい者の方が動きやすいようにということになされている。前座が長くなったか分かりませんが、このことについて、市内、今、葛城市はどうなってるかということについてお尋ねをするところでごさいます。

全国どこでも、そんなにつけてるものでもごさいません。一番よくあるのは、皆さん方もいつも見られてるだろうけども、鉄道のホームでは、点字ブロックのところまでお下がりくださいとか、点字ブロックのところには物を置かないでくださいと、いろいろアナウンスをされております。今回、まず最初にお尋ねをいたします。葛城市には7つの駅というものが、J Rを含めまして、ごさいます。その7つの駅前広場、また、それに隣接する踏切など、

周辺の点字ブロックの設置状況について、そこを具体的に、その部分についての設置状況についてお尋ねをまず最初にします。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

点字ブロックの設置の状況でございます。駅前周辺におきましては、近鉄尺土駅、近鉄新庄駅、ＪＲ大和新庄駅に設置しております。また、踏切につきましては、磐城１号踏切、磐城駅の東側の踏切となりますが、奈良県が令和７年４月中に設置する予定となっております。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。皆さん方も今お聞きになられたと思いますけど、７つ駅ある中で、今の駅のところは設置をされているということでございましたけども、それ以外は設置されてないと。ここをまず押さえておきたいと思います。令和７年４月、今年の４月に県のほうで設置をするということで、これは県のほうもそれに動きを出されてるというふうに認識をしたいと思います。道路の設置状況を尋ねてるわけでございますけども、点字ブロックを必要とされる、いわゆる視覚障がい者の方々、この方らは必要とされるわけですが、ここで保健福祉部長にお尋ねをいたしたいと思います。保健福祉部の観点から、点字ブロックの必要性とかを含めて、ご見解、お願いをいたします。

奥本議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

点字ブロックは正式名称を視覚障がい者誘導用ブロックといいまして、視覚障がい者の方が足の裏の感覚や白杖で認識できるよう突起をつけたもので、視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック、またプレートのことをいいます。点字ブロックは、視覚障がい者の安全かつ快適な移動を支援するための設備として、現在では、歩道や鉄道、駅や公共施設など、広く設置が進んでいます。住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができることが必要とされている中で、安全かつ快適な移動を支援するための設備としましては必要なものであると考えております。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。保健福祉部の見識ということでご答弁いただきました。思い起こすと、先月、議会全員で京都府のほうに全員研修を行かせていただきました。そのときも、最寄り駅、近鉄新庄駅から全員が乗ったわけですが、そのときも、白いつえ、いわゆる白杖を持った方がおられて、点字ブロックを頼りに歩いているというのを、議員の皆さん方も確認をされたであろうかというふうに思います。

それでは、質問を続けてまいります。必要だという点字ブロックですが、葛城市はどれぐらい取り組んできたのかということをお尋ねをいたしたいと思います。分かりやすいように、ここ10年、どこに新設しましたか。お答えください。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 市道における設置箇所についてでございますが、近鉄新庄駅の東側の両側歩道約110メートルと、新庄第１健民運動場の東側の歩道に約250メートルに設置しております。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 ここ10年ではそこに設置をされたということですけども、近鉄尺土駅、今、新しく尺土駅前事業をされてますから、ここをされてるのであるかと思います。確かに新庄第1健民運動場、あそこの歩道にも250メートル、確かに長く健民運動場の東側にされておりました。ただ、なぜここに250メートルをしたんだろうかなと。障がい者の方のスポーツということでしたのかなという、そんな気持ちにもなったんですけども、下りていくとそういう設備もございませんので、ここでお尋ねしたいと思います。これ、できたら東副市長にお答えいただきたいと思うんですけども、私、各駅を回らせていただいたんです。忍海駅というのが、あそこはバスもターミナルになってきて、駅もあって、割と古くから御所の方も乗られるわけで、乗降客数は多いわけです。忍海駅、ほんまに点字ブロックというものが何もないんですよね。忍海駅がなくて、第1健民グラウンドの東側の運動場にあるというのは、それはそれで何も、いいことはいいですよ。でも、あの地域で、やっぱり、先ほど冒頭あったように、鉄道の周りとか、周辺とかされてるのが普通やという中で、葛城市、点字ブロックをどのような計画を持って設置をされてるのか。計画がないのやったら、ないで結構ですけども、どういう計画でやられてるのかというのをお示しいただきたいと思います。

奥本議長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの藤井本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

視覚障がい者誘導用ブロック、点字ブロック、この計画については、先ほどうちの都市整備部長が申し上げました、令和7年に関しましては、踏切3か所、これを設置をしまして。ただ、今後においての計画という部分におきましては、国土交通省が策定をしております、道路の移動等円滑化に関するガイドラインというものがございます。そちらを基に、葛城市におけます障がい者の方への合理的配慮の施策として、要望等も含めまして、検討をまいりたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 時間の都合上あるので、それで結構ですけども、なぜ、今までどういう計画を持ってやってきたのかというところにはご答弁いただけませんでした。これからについてのご答弁をいただいたわけでございます。必要なところには国も指導してくるのでということがございましたけども、国や県も指導してきます。しかし、市は市で、どこに必要とされる方がおられるのかというのを把握してるのは市やから、そういったとも含めて、これから計画的にやっていただきたいということを申し上げて、次に参りたいと思います。

やはり踏切の事故、白杖という白いつえを持った方も踏切で事故をされたというのが、3年前には郡山市で、また、2年前には、期間が間違ってたらごめんなさい。ここ最近も、2年前は香芝もございました。事故があったら、その踏切等をきちっとやられてる。そりゃそうやと思います。今後ないようにということで。そんな中で、こういう市町村というのは割と力を入れられてるわけですけども、県内で点字ブロックに関して何らかの施策を打ち出さ

れている市町村というのはあるのでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 他の市町村ということで、香芝市では、香芝市総合的配慮の提供に関する事業費補助金制度がございます。この制度は法人事業者が対象となっており、障がいのある方の生活しづらい状況を改善することを目的とし、手すりやスロープ等の購入や段差解消等の工事に対し補助するものでございます。点字ブロック設置につきましても補助の対象となっております。

以上です。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、世の中、障害者差別解消法とか、バリアフリー化というところで、そこに目が進んでいっています。そういう世の中にしていかなければならないというのは当然の話でございます。遅れてるとは言いませんけども、葛城市が決して積極的であるとか、進んでいるとは思えないわけで、いま一度、ここに立ち戻って、進んでいただくようお願いいたします。

それでは次に、葛城市の踏切の点字ブロック設置状況、葛城市は踏切が多いと思いますけども、それについてお答えください。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 踏切の設置状況についてでございます。交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について指定されている踏切の数は、県内について13か所でございます。葛城市の踏切が3か所ございまして、この指定を受けた踏切につきましては、点字ブロックの設置を義務づけております。現在、市内で点字ブロックの設置が進んでいない状況ではございますが、次年度に県施工で1か所、市施工で2か所、合計3か所の設置を予定しております。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、ご答弁いただいて、皆さん方はどのようにお聞きになったか分からないですけども、県内で13か所つけなあかんでというところがあるうちの3か所が葛城市であったということですね。それについては、今、早急に7年度につけるということで、つけてないところにつけると。これは当然の話であります。しかし、今までやっぱり遅れてるというところに、私も反省はしてます。長いこと今まで話す機会があったのに、今回になったということについては。しかし、ここはほんまに立ち止まって、遅れてるんだというところをお願いしたいと思います。

この件の最後になるんですけども、これは1つのお願いとして、要望と質問を兼ねて言いますけども、この質問をするに際して、点字ブロックを必要とする、視覚に障がい等をお持ちの方、複数名の方とお話をもちろんさせていただいております。その方らがおっしゃるのは、全てにつけてと言うてるんじゃないですよ。しかし、ついてるとこはどこなのかということは知っておきたい。そうでなかったら、介助してご家族の方が一緒に歩いたりされるわけですけども、つえを持ちながらご本人さんは歩かれる、しかし、どこについてるか分からないということでもあります。今、葛城市でそんなに多くはついてないわけですけども、そ

それはそうやと思います。私もご本人さんらと話をして初めて気づきました。どこについてるか分からない。これはきちっと調べていただいて、関係者の方にお示しをいただきたいと思っています。ぜひすべきやと思いますけど、どうでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 現状では、点字ブロック設置の場所等を示したものはございませんが、周知の方法も含め、前向きに検討させていただきます。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 前向きに、これぐらいはそんなにお金かかる問題でも、費用もかからないし、せっかくつけてるんだから、使いたいというのか、必要とする方には知っておいていただく。当然の話であろうかと思います。ぜひとも早いうちに、時間もかからないだろうと思いますので、お願いしたいと思います。

次に、今回4回目となります、J R大和新庄駅にトイレがないことについての質問に入らせていただきます。これまでの粗筋、4回になりますので、私なりにまずお話をさせていただきます。J Rは、ローカル線、主要駅を除いて、主要駅以外は、トイレ、これは沿線市町村でやってくださいよということに平成の中頃からなってます。だから、J Rの、ここは和歌山線が通ってますけども、和歌山線のトイレのあるなしの主要駅、この辺でいう主要駅というのは高田と王寺らしいですけども、これ以外のところは各市町村で責任の下にやってくださいよということをJ R側は各市町村に申し上げている。各市町村は了解をして取り組んでこられてるということです。これがまず前提にある。何遍も言います。J Rの駅のトイレは、あるかないかは市町村の役割だと。ここが当初1回目に言ったときには、多分ですけども、知られない方が多かったと思いますけど、ここを押さえておかないとこの話は成り立ちませんので、これだけは押さえておいてくださいね。

そこで、J R和歌山線の14駅あるけども、2年前、質問させていただいて、部長が何て答えたか。トイレのない駅はどこですかというと、大和新庄駅だけであったということは、そのときに確認をさせていただいております。そのときにおっしゃったのが、J Rは確かに、なぜそうしたかということ、やはり赤字になって、廃線にはならないように、市町村の協力も得ながら、運行业務はJ Rでしますけども、駅とかトイレとか、そういった部分については、今後、沿線市町村でやっていただくという方針を打ち出されてます。そのことを再三申し上げてきたんですけども、なかなか進んでいないというのが実情であります。

令和2年に、J R側から各市町村に、今まであったトイレはもう老朽化で更新しないのでやめますよ。それで令和3年度には大和新庄駅のトイレは撤去されました。しかし、私、そのとき気づかなかった。そして、令和5年の3月議会で初めてそのことを申し上げたわけです。今、4回目と言いましたけど、毎年この3月に、令和5年、6年、7年、今回もですけど、これ、3月議会、何でしてるのかなと自分で振り返りました。なぜしてるのかということ、1月、2月は寒いから、寒いので大変やねんという要望がなぜかしら来るんです。やっぱり皆さんだってそうやと思います。回数というのはやっぱり冬場の寒いときに多い。だから、このときに私に要望が来るから、3月議会でどうしてもこれが、市民の声として訴えてると

いうところでございます。

過去3回こうやって質問をしてまいって、それ以降の、私が言うたけども、今回の議会でも調査、研究という言葉が話題にいろいろ上がってますけども、それ以降、3回言うてきて、市民の声を代弁して言うてきた。それ以降、変化とか、経過の中で何を変えていただいたか、何をやっていただいたか、お答えください。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 まず、J R大和新庄駅の駅舎に、この駅にはトイレがないことを周知する貼り紙を、J R西日本により掲示がありました。その後、公共トイレ協力店として、J R大和新庄駅に最も近いローソン葛城北花内店につきまして、令和7年4月より協力をいただける予定となっております。交渉が整いました時期が先月の2月と、年度末となりましたので、令和7年度当初から協力いただけることとなりました。また、J R大和新庄駅舎に当該店舗を、公共トイレ協力店としての案内地図を掲示することも予定しているところでございます。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 3回、再三、強く言うてきたつもりです。私、涙が出たときもあったもんね。それも覚えてます。せやけども、ここに、これも私、J Rさんに言うて、ないのやったらないでその説明をしてくださいというて、この駅にはトイレがございませんという貼り紙を確かにしていただきました。こんな不細工ですよ、ほんまに。葛城市民だけが使うんじゃないねんから。よその町から来て、ここで降りる人もあるし、我々だって、よその町へ乗っていつて、そこでトイレを使わせてもらうわけやから、この駅にはトイレはございませんという、何という不細工なまちなんやろう。市長、最後に答えてもらいます。よう聞いといてください。

私はもうほんまに、怒りですよ。こんな不細工な話。まだこうやって言うてるので、何とか助けなあかんということで、近くのお店と協力せなあかん。ところが、J R駅前にコンビニとかお店等がないんですよ。ないんで、歩いて5分かかるんですか、10分もかからない、五、六分のところに確かにございます。そういうところと提携をするんだということで予算をつけていただいて、交渉してきて、今ここへ来てそれが整ったというお話でしたよね。令和6年度にもう予算ついてましたから。これを一生懸命やっていただいて、取りあえずは、五、六分なのか、7分なのか、その方によって違いますけども、一般的にいったらそれぐらいかかるだろうけども、そこは提携できたと。その店舗までの案内地図というものを掲示するんだと。だから一生懸命やってもらってるのは分かるんですけども、ほかの駅と比べると、物すごく私から言うと恥ずかしい、不細工。

次に行きます。3回質問をしてると、いろんなことを質問してまいりました。当時の保健福祉部長にもお尋ねをしました。健康面でトイレを我慢するというのはどうなんだ。よくないですよというお答えもいただきました。市民生活部には環境面で、やっぱりトイレがなかったら周辺でされる方も考えられることについても、それはよくないことだというふうなご答弁をいただいたのをよく覚えております。産業観光部長、ここには何て言ったかという、観光面と、葛城市は企業誘致をしていく。また、企業といってもいろいろございますけど

も、降りられる方に対しても、やはりつくるべきであろうと思いますけども、企業にお勤めになられる方という見解から、どのようなとお聞きしたんですけども、それについては分析をしてまいりたいと思いますという答弁でございました。ご期待を申し上げてるんですけど、その分析の結果というのはどうなってるのでしょうか。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

現在、葛城市内におきまして、大規模事業所が建設予定であり、また今後も、工業系ゾーンを整備し、企業誘致をしていく予定ではございますが、現時点におきましては、企業から、ＪＲ大和新庄駅へのトイレ設置に関する具体的な要望はいただいております。今後も引き続き、企業からの要望や従業員等の通勤状況を分析してまいりたいと考えています。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 引き続き、葛城市が発展していこうと思うと、やっぱり企業誘致とか、働きに来てもらうという、働くだけじゃない、いろんな観光面でもいいやん。来てもらうということは大事なんやから、来たところが、着いたけどもトイレがないと、そんな不細工な、玄関で、ここはほんまによく考えてくださいね。この間、２年間にわたって、今申し上げてるように、今回４回目ということは、３回について質問をしてきました。ＪＲそのもの、全体として、ほかの駅の動向というんですか、何か動き、これもいろんなところの駅の動きというのはあるわけですけども、これについてどのように把握されてるのでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 設置の動向についてでございます。ＪＲ金橋駅の駐輪場に、令和６年３月１８日にトイレが設置、供用開始され、ＪＲ香芝駅の駅前広場にバリアフリートイレが、令和７年４月１日供用開始とのことでございます。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 過去に質問したときに、大和新庄駅だけと違いますよ。まほろば線というて、桜井を回っていく線、あこの金橋駅にもついてないところはございますよというて部長は答えられました。この金橋駅もいろいろと前向きに考えて、もうつけられたんですよ、昨年度に。今お話あったように、ＪＲの香芝駅、ここは中にまだトイレがあるんですよ。あることはあるんですけども、多目的トイレはないということで、駅の外側に駅前トイレということで、今、建設をされてます。きれいな新しいトイレを。これが今お答えにあったように、令和７年４月ですから、もう来月に供用になる。ほかの町はそうやってやってんねん。やってるわけですよ。なぜ葛城市だけが。

熱くならないように、次行きます。その次行きますね。この間、質問してる中で何がネックになってるのかな。超えなければならないハードルがあるというふうなご説明等もございました。そこで一番私が気になってたのは、地元区と話し合いができていない、合意が得られていないというようなお話があったわけでございますけども、今、どのようなになってるのでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 地元区からの質問ではございますが、現在、地元区よりトイレの設置に係る要望書が提出されてない状況でございます。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 私、この話、原点が間違ってると思うんですよね。駅前のトイレ、駅の利用者さんのトイレをつくるのに、なぜその地域の方の話合いができてるのかできてないのかが、それだけ大きく左右するのか。というのは、私は前々からそういうことも申し上げてるし、今も思ってます。この質問をするに対して、地元区の役員の方ともお話をしてまいりました。その方もおっしゃった。どうおっしゃったかというと、あそこは北花内に駅がありますから、なぜ北花内が関係あるんですか。北花内の人は駅に近いから、家も近いし、そんなにトイレは必要じゃないんじゃないですか。必要とされる人は、もっと駅から離れたところの人がトイレというものを必要とされるんじゃないんですか。私、それがまともな考え方だと思います。役員の方がおっしゃってるんですよ。お名前までは言いませんけど。もう一つ、おっしゃった。あそこは今、北花内が管理されている。あの駅舎の中にトイレがあるんですよね。あの駅舎のトイレを使わせてあげたらいいじゃないですか。なぜ市は使わせてあげないんですか。このようにおっしゃった。そのとおりなんですよ。ところが話はうまく進みません。

私、市民の方から、たくさんの要望をこの件に関していただくから、力強く話をしてるわけですけども、役員の方と話をして、私、落ち着きましたね。市民の方、確かにきちっと、ちゃんとした考え方をされてるな。今そういう状況なんです。もう時間もあれですので、これだけ言いました。もともとから、大和新庄駅だけ、葛城市に1つだけの駅、ここができてない。駅の中にあろうと、駅前トイレであろうと、そこは1つにしてくださいね、考え方として。言ってる中で、何ぼ言っても進まない。よそはちゃんと進んでいっている。地元区と話をすると、そのようにおっしゃる。

今年の2月にもあったんです。寒い日、飛び込んでこられて、何とかならないんですか。家へ飛び込まれるわけですよ、降りた人が。こんなの見てられない、地元の方は。そういうことを踏まえて、今回4回目です。まだまだせなあかんものなのか。ここはほかに類を見ないまちになってしもうてるねんから、答えは市長に求めたいと思います。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 毎回同じことを申し上げております。本来JRのほうからトイレを市に移管をされたことはございません。JRのほうは車両にトイレをつけているのでという、事業者において、もう駅にトイレは要らないという判断で撤去されたということでございます。

答弁でございます。トイレの設置につきましては、以前から答弁いたしました内容に変わりございません。以下の項目について十分検討した中で進めていくことだと考えております。本来、鉄道利用者のトイレは民間事業者が設置するもので、行政が設置することについては不適當であると考えております。

2つ目でございます。トイレにつきまして、必要性があり要望があるのか、地元のコンセンサスが得られるのかという問題がございます。

3つ目でございます。トイレ設置に係り、犯罪行為やいたずらや騒音等、防犯面、費用等

管理上、衛生面等の問題についての行政責任が発生するということでございます。また、ＪＲの駅周辺には、公共団体が設置しているトイレは、誰でも利用できる公衆トイレとなりますので、特に地元には十分理解をいただく必要があります。

以上を踏まえ、地元には負担がかかることもありますので、地元区からの要望があれば検討していくこととなりますが、現在、要望書が届いていない状況でございます。

以上でございます。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 だから、何回やっても平行線と言うてええのか、私は、原点がほんまに間違ってると思うんですね。まず、ＪＲ自身は、トイレは各市町村に任せます。この和歌山線で一番新しい駅というのは、五位堂の駅です。これがちょうど葛城市ができた平成16年、その辺でできてます。この中にも利用されてる方はいる。この新駅をつくるときも、あの駅にもトイレはその時点で、ＪＲはトイレ事業はしないので、香芝市さん、お願いしますということで、あそこはＪＲの駐輪場のところについています。ＪＲそのものは、トイレ事業というのはもう撤退するということを明言をされて、香芝も御所も五條もみんなつけてるのに、なぜ葛城市の阿古市長だけは、ＪＲに、民間のすべきところは民間がすべきやという時代遅れの考え方でおられるのか。ほかの市町村、皆そういう考え方を持っておられるわけじゃないですか。ほんで悲惨な目に遭うておられる方があるわけです。今の考え方を改めない限り、同じことをずーっと行かなあきませんよ。

市長の考え方だと、よその香芝や御所、五條が間違ってるということでしょう。こんな考え方でいてもらうと、葛城市民に物すごい迷惑かけるし、ほかから来られた方、それがお仕事であれ、観光であれ、物すごく悪い。我々がよそへ行ったときに使うたらあかんと言われてるようなもので、ここの考え方をぜひとも改めていただきたいと思います。

私、教育委員会にもお願いしたいことがございます。明日が受験日ですか。去年も同じことを申し上げました。受験のときにトイレがない駅を通っていかなあかん。これはもちろん周知はされてるだろうけども、試験を受けに行くのに、初めての15歳の試練ですわ。トイレないから、水分置いときや。お茶あんまり飲まんときや。緊張しながら、初めての試練に行くわけですよね。ここで大事なところの、これも原点の1つとして覚えといてもらいたいけども、私は、ＪＲ大和新庄駅のことを一生懸命言うてるけども、葛城市の特徴として、奈良県12市の中で、高校のないのは葛城市だけなんです。絶対にどこかの駅を、バスで行く人もあるやろうけど、自転車で行く人もあるか分からない。基本的には公共交通を使って行くしかないわけです。だから、ＪＲ駅のみならず、それはどこの駅であろうとも、葛城市の義務教育を受けてこられて、高校へ行こうと思ったら、電車に乗って行かはる。そこまではやっぱり教育委員会も何らかの形でご意見をさせていただくとか、アドバイスをさせていただく立場上、子どもたちのために何らか、力を貸していただきたいと思います。

せっかく、教育については教育長が一生懸命やられてるのは分かってる。でも、卒業して高校へ行くようになった。全員が何かの電車に乗って行かなあかんという葛城市の特性があるわけです。その特性のある葛城市が唯一ないなんていうのは、私はあり得ないと思っ

てます。よくお考えをいただいて、もう一回せなあかんのか、何らかの形で変えてくれるのか、ここのところよくお願いしたいと思います。

部長、まだ案内板をつくって、ここまでトイレ行ってくださいと。これ、一步もいかないかな。私から言うと、あまり格好よくないけども、半歩ぐらい進んだということで、それについては感謝をしておきたいなというふうに思います。JRのトイレについては以上とさせていただきます。

3問目へ行きます。3問目、屋敷山公園周辺の駐車場についてというところに入らせていただきます。ここは、屋敷山公園の中に、文化会館、体育館、図書館、中央公民館、健民運動場、また、山麓線の東側には中学校と、こういう施設の集合する、集まる場所であります。昨今、やはり行事等、イベント等が重なると駐車場がいっぱいになってるというのを、数回ですけども、見させていただいております。私もこの地域の、少し離れてますけど、近い地域に住まいを持っているもので、知り合い等に何かあれば、そこで車置かせてくれへんかということと言われたことも、数回ですけど、ございます。以前から、屋敷山公園の駐車場そのものは狭いのと違うかというご意見も今までいただいでる中で、今現在の駐車台数、これだけの施設、マルベリーホールから体育館、図書館ある中での現状の駐車台数等についてお示してください。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

屋敷山公園周辺には、まず、県道御所・香芝線東側に2か所ございまして、屋敷山公園のメインの駐車場として90台と、新庄文化会館の東側に32台、同じく、県道の西側には3か所がございまして、第2健民グラウンドの西側に90台、新庄文化会館南側と西側の2か所合わせまして65台、全てを合わせまして、5か所の駐車場で約280台が常時駐車可能な台数となっております。

以上です。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 280台をどのようにとるかですけども、体育館とかマルベリーホールとかいうのは、平日何も使わないですから、大体にして空間となっている部分が多いと思います。重なったときどうするかと、こういうことです。これまで駐車場が不足したといった場合は、あったのか、なかったのか。そして、その場合、対応としてはどのようにされてきたのか。今後において、そういう場合はどのようにされようとしているのかも含めてお答えいただければと思います。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 屋敷山公園周辺におきましては、新庄文化会館、新庄図書館、中央公民館、市民体育館等の施設ございますけれども、これらの施設の平時の利用におきましては、駐車場が不足するといった状況はこれまではございませんでしたが、行事やイベントなどが開催される場合に、来場者が多く見込まれる場合には、臨時駐車場といたしまして、第2健民運動場や学校と調整の上、新庄中学校グラウンドを利用することで更に約370台の駐車スペースを確

保し、対応しております。

以上でございます。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございました。この件については初めて今回伺いするわけで、現状について確認だけしておきたいなというふうに思います。ただ確認だけと違って、これから議論も理事者側のほうで進めていただきたいということがございますので、そのことについて提案ということで申し上げたいと思います。答弁は求めませんから、リラックスして聞いていただけたらというふうに思います。

私が今回これなぜしようと思ったかという、自分の地域のことはあまり言いにくいんですけども、私の家の周辺というのは、市営住宅があって、屋敷跡市営住宅といいますけども、今、今年になってからでも、3つの住宅が老朽化のために解体をされました。これは都市整備部のほうの話になろうかと思うんですけども、いろいろ空間というのがずっと解体されてきてるから、この空間というのを今後どのように使うんだろうというふうな自分の思いというものがございました。それともう一つは、今、當麻文化会館を複合施設にしようということで進められてます。あそこにも約500人が入れるホールがあるわけですよね。それが今、複合施設になりますから、会館そのものが、500人入れる会館がなくなってしまう。今までそこでそれ相応のイベントをされてた行事はどうなるのかなと考えたときに、マルベリーホール、やっぱり使われる頻度が多くなるんじゃないかなと、このように感じました。そうしたら、今でも駐車場がいっぱいになるというときがあるのに、そこをどのようにお考えされてるのかなということで、お尋ねはしませんけども、これから考えていただきたいなということでご提案を申し上げたいなというふうに思っています。

その中で、あそこの屋敷山公園の西のほうに、水道用地、水道部局の用地というものが遊んだまま置かれてます。将来的には、葛城市は県域水道一体化に入らなかったのも、あそこは水道用地ということで使われるのであろうけども、まだまだ水道ビジョンというのもできてないわけで、あそこ、今、本当にもうちょっと整地をして、これから臨時の、今、勝眞部長がおっしゃったように、駐車場は駐車場とあるわけで、280台ですか、今置ける。しかし、何かのときには臨時の駐車場としてそういうものを今後検討していくべきではないかなというふうに考えます。

まだまだ進んでいくと、もう1点ございます。今回のこの議会の中でも、やはり防災対策というものの質問をされる方、数名おられました。やはり今、災害に対して考えとかなあかん、用意しとかなあかんということはたくさんあるかなと思います。私、市当局としてどう考えてるのか分からないですけども、大きな災害がございますと、やはり仮設住宅というのを建てなあかんわけですよね。そのときにやっぱりライフラインとか、何を言いたいかというと、あそこには水道をするわけですよね。水道の部署が水道の浄水場を造られる。これが造られて、仮設住宅を例えば造ろうとするならば、それに近いところのほうがいいわけですよね。そんなことも、もう少し総合的な考え方を、今後あそこの施設の発展のみならず、そういったことも踏まえながら考えていただけたらなということをご提案するために、今回質

間に踏み切らせていただきました。総合的なところでこれを答弁いただくと各部署にわたりますから、もう答弁は求めませんけども、私の言ってることが間違ってたらまた別ですけど、長い目で見ると、そういう考え方というのは必要であろうかと思いますので、よろしくお願いします、次に進めたいというふうに思います。

次は、もう3年になりますね。3年前の令和4年の3月議会の一般質問で不登校についてお尋ねをさせていただきました。このとき、小・中学校、葛城市の児童・生徒の中で、不登校生が100人を超えると。不登校という定義は、年間を通じて30日以上休んだということですけども、順次休んでいくと3月が一番多い時期になるわけですね。100人を超える。これはえらいこっちゃというところで質問をさせていただいて、たくさんの要望をお願いいたしました。その後、議会でも、担当上に厚生文教常任委員会の継続的な調査案件もして、また、市当局は、I r o o mまたはi S p a c e等、それに対応する施策というものを丁寧につくっていただいたところであります。令和4年の3月に100人を超えるやないかから、人数的なところがどうなっているのかというところで、市内小・中学校の全体として、学校別とかじゃなくて、個々に結構です。全体として、不登校、今、学校へ行かないという言い方じゃなくて、学校に行かないのを選択してると言っているのか。そっちを選んでも子どもさん、不登校生の数、この推移について教えてください。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 市内小・中学校全体の不登校の推移につきましては、令和3年度が102人、令和4年度が同じく102人、令和5年度が108人、令和6年度が、令和7年1月末現在で88人となっております。

以上です。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 100人を超えましたというところで頑張っていたらいいの、ほぼ横ばい、100人ちょっとというところ辺りで推移をしてるわけですね。令和7年はまだ1月現在しか出てませんから、これが、先ほど申し上げてる、年間30日という定義でいきますと、まだ増えてくるだろうと思いますけども、ほぼ横ばいというふうなことが分かりました。では、3年前に質問させていただきましたけども、その数字というものが、全国の平均とか、奈良県の平均、これと比べて葛城市はどうなんだと。いろんな示し方はあるかと思いますが、皆さん方に分かりやすいようにお示ししたいです。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 不登校の状況につきまして、全国や奈良県との比較は、1,000人当たりの不登校児童・生徒数でお答えをさせていただきます。申し上げます数字は全て人数でございます。令和3年度は、全国平均が25.7、奈良県平均は29.2に対し、本市は29.1でございます。令和4年度は、全国平均が31.7、奈良県平均は33.4に対し、本市は29.3でございます。令和5年度は、全国平均が37.2、奈良県平均は同じく37.2に対し、本市は31.1となっております。令和3年度から令和5年度で1,000人当たりの不登校児童・生徒数の増加割合を比較いたしますと、全国平均では約44.7%の増加、奈良県平均では約27.4%の増加をしているのに対しまして、

本市は約6.8%の増加となっています。本市におきましては、この3年間で不登校児童・生徒数は全国平均を下回り、増加割合は、全国、奈良県平均と比較をいたしまして、極めて緩やかな状況となっております。

以上でございます。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、説明をいただきました。全国平均、令和3年度から令和5年度、1,000人当たり44.7%の増加をしているのにもかかわらず、また、奈良県が27.4%の増加をしているにもかかわらず、葛城市が6.8%で、葛城市、減ってはいるけれども、全国の増加に比べると、かなり頑張っていたというの、今の数字を聞いて誰もが思ったところであろうかというふうに思います。私から、議会も一生懸命議論をいたしました。もちろん教育委員会は教育委員会でお考えいただいて、いろんな発想の下でいろんな施策を講じた結果であろうかということで、これは本当に感謝を申し上げたいと思います。皆がその気持ちであろうかというふうに私は考えております。しかしながら、なくなるところまでは行ってないわけですね。ここが腕の見せどころで、教育長、これから、今、上昇が横ばいになりました。この横ばいを今度減らしていきましようということを、こうなってくると、葛城市のそういった部門というのは物すごく注目されるだろうかと思いますけども、今後の取組、また目指したいもの、その手法等、椿本教育長にお尋ねをいたします。

奥本議長 椿本教育長。

椿本教育長 ありがとうございます。今、部長が答弁させていただきましたように、これまで葛城市では、小・中学校における不登校の状況に対して、ある意味、スピード感を持って取組を続けさせていただいたところでございます。I r o o mでありましたりとか、i S p a c e等の居場所づくりを進めること、あるいは、1人1台端末を使って、今日のスタート、蓮花のA I相談室を用いた心の健康観察などの支援により、不登校児童・生徒数の増加を抑制することができました。また、不登校児童・生徒が登校する、または登校できるようになった割合が増えるなど、一定の成果が出ているものと考えています。今後、新たな取組といたしましては、今、議員お述べのとおり、不登校を生まない、そして、安心して学べる魅力ある学校づくりを目指して、例えば、今年1月に連携協定を締結いたしました大阪教育大学と連携して、予防的心理教育を行い、心の健康を促進し、問題解消を図ること。あるいは急激な環境の変化が与える影響等を踏まえまして、長期休み明けの子どもたちのストレス軽減策を各学校において講じていくことなどを今考えているところでございます。さらに、各学校がそれぞれの特色を生かし、外部のゲストティーチャーによる授業や、体験を伴う教育活動を積極的に取り入れまして、魅力ある学校づくりに向けて一層取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。この4問目、この3年間の結果ということについても、全国平均を上回っていたものが大きく下回るようになって、いい結果を出されている。この前も、

皆さんご存じだと思いますけども、大阪教育大学とも連携、提携をされて、今後連携をしながら、この部門のみならず、子どもたちのためにいろんな施策というのを講じられるというところがございます。不登校というのは、この葛城市のみならず、全国的な課題であろうかと思います。時代背景、いろんな環境というものが、こういうことを生み出しているであろうかと思いますけども、それをやはり受け止めて、今の実態と受け止めて、そのように対応していただいている。今、教育長のおっしゃった、一定の成果はあるけども、これから生まれない、また、魅力ある学校づくりということの言葉にも期待して、今後、こういったものを見守って、葛城市の売りになるように頑張っていただきたいと思います。

今回、4問をさせていただきました。残念ながら、JRのトイレのみは、私の思いと全くかけ離れたところになったわけでございます。まだせなあかんのかと。私は残念でならない。ほかのとも見渡した上でご検討を、市長のみならず、本当に皆さん方でしていただくことをお願いしておきたいというふうに思います。

今回の3月定例会の一般質問、私が最後でございます、私はこの3月議会でもいつも、今回、議会で頑張ってきた部長さん方が、役職定年とかいうことで次回から代わられるという方にお答えもいただきましたんですけども、いろいろ声を上げて言わんなんところがあったので、質問しなかったことについては、恨まず、お許しをいただきたいというふうに思っております。長年というか、議会、議場で頑張ってきた。毎日、仕事にも、朝な夕なにと頑張ってきた。今後におきましては、各議員はやっぱり葛城市のために一生懸命言っています。今後においても、こよなく葛城市思いということを忘れず、後輩の指導に当たっていただいて、上下水道部長の井邑部長と議会事務局長の板橋局長、本当にご苦労さまでした。残り3月議会、よろしく願いしておきます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

奥本議長 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

発言を認めます。

安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。発言の訂正をお願いします。

先ほど藤井本議員さんの点字ブロックの設置状況というところの発言の中で、尺土駅と新庄駅を言い間違えておりました。近鉄尺土駅の東側の両側歩道110メートルの点字ブロックの設置ということで、訂正をお願いします。

以上です。

奥本議長 訂正を認めます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月27日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、11日から21日までの間、各常任委員会、議会改革特別委員会、予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時00分